

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第3次環境基本計画 2025年度（令和7年度）年次報告書

（2024年度（令和6年度）事業報告）



写真：ハツチョウトンボ（ハチ蜻蛉） 日本一小さなトンボで市の昆虫に指定されていますが、数が減少しています

「駒ヶ根市の環境」は、各年度の環境状況や「駒ヶ根市第3次環境基本計画」に掲げた目標についての施策の取組状況等を、年次報告書として取りまとめ、公表するものです。

2025年（令和7年）12月

駒ヶ根市 民生部 生活環境課

【目 次】

1 駒ヶ根市第3次環境基本計画の概要及び目標値一覧	1
2 駒ヶ根市第3次環境基本計画に基づく取組	5
2-1 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち	5
● ごみの減量化及び資源化	
● 家庭用生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の補助件数	
● レジ袋の削減 ~買い物袋持参運動~	
● 不法投棄の新規発見件数	
● 公害苦情受付件数	
● 水洗化率	
● 十二天池排水溝付近のCOD年平均値	
2-2 地球温暖化防止に貢献するまち	10
● CO ₂ の分野別排出量	
● 再生可能エネルギーによる電力自給率	
● 太陽光発電導入状況	
● 小水力発電の開発	
● 家庭へのペレットストーブの普及	
2-3 人と自然のつながりを大切にするまち	13
● 地域でのアレチウリ駆除活動	
● 生息範囲を拡げるオオキンケイギク	
● えがおポイント	
● 子どもたちが行う環境活動数	
● 親子ふれあい講座	
● 屋外広告物改善事業	
● 森林整備	
● 空き家対策	
● 鳥獣被害対策	
3 駒ヶ根市の環境の現況	17
3-1 廃棄物・リサイクル	17
● ごみの減量化・資源化	
3-2 大気環境	19
● 大気の状況	
● 交通騒音の状況	

3-3 水環境	23
● 河川等の水質状況	
3-4 自然環境	29
● 土地利用状況	
● 気象状況	
● 長野県内の酸性雨の状況	
4 環境指標の評価（目標達成進捗況）	31
5 資料 駒ヶ根市環境保全条例	34
6 提案 駒ヶ根市 2050 カーボンニュートラルに向けたロードマップ（仮）	39
7 令和7年度駒ヶ根市環境市民会議 施設視察を終えての感想	42

1 駒ヶ根市第3次環境基本計画の概要

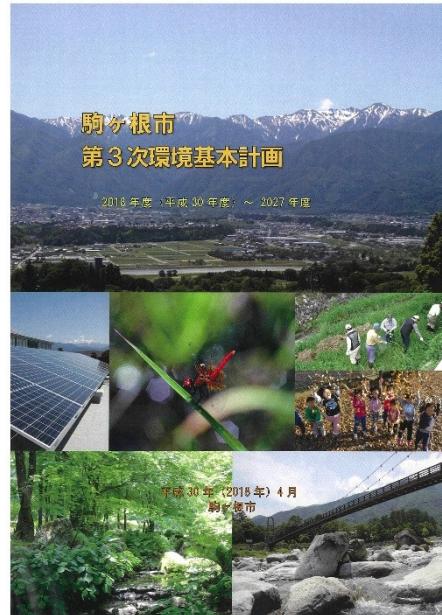
● 計画策定の背景及び目的

駒ヶ根市は「駒ヶ根市民憲章」「駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例」及び「駒ヶ根市環境保全条例」の基本的認識・基本理念に基づき、第1次環境基本計画を平成9年3月に策定し、推進してきました。

しかしその後、当市を取り巻く環境保全の課題や問題も、ごみの有料化と減量・資源化、外来生物問題、希少生物の保全、酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化防止対策など多種多様化し、これらに対応すべく、平成20年6月に第2次環境基本計画を策定、目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、その実現に向けて、市民・事業者・市が一体となって、協働して取り組み、一定の成果を得ました。

一方で、環境に関する計画には、これまでの取組により得られた成果を維持しながら、より良い環境を実現していくために、粘り強く取組を継続していくことが求められます。そのためにも、環境に関する施策に、網羅的に取り組んでいく必要があります。

第3次環境基本計画は、当市の豊かな環境を保全し、将来の世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるよう、望ましい「将来像」の実現に向けて、市民・事業者・市などあらゆる立場の人々が連携して具体的な行動を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。



● 計画の位置づけ

本計画は、駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例及び駒ヶ根市環境保全条例の規定に基づき策定したもので、自然にやさしいまちづくり及び環境の保全に関して最も基本となる計画です。

また、駒ヶ根市民憲章や駒ヶ根市第5次総合計画とも整合を図りながら、環境に関連した市の個別計画や事業が、本計画に沿って進められることになります。

こうした環境に関連した取組において、本計画は、市民・事業者・市の環境に関する取組の基本的な指針となります。

● 計画の対象期間

計画期間は、平成28年（2016年）度を基準年度として、目標年度を策定年度（平成30年（2018年）度）の10年後の令和9年度（2027年度）としました。

● 計画の主体

本計画の主体は、市民・事業者・市と、当市に拠点を置き、あるいは活動をする方すべてが対象です。

● 計画の体系

駒ヶ根市の望ましい《将来像》「自然資源を育み、活用し、豊かなくらしを未来へつなぐまち」を実現するための3つの基本方針を次のように定めました。

基本方針Ⅰ

資源や住みやすい生活環境を
大切にするまち

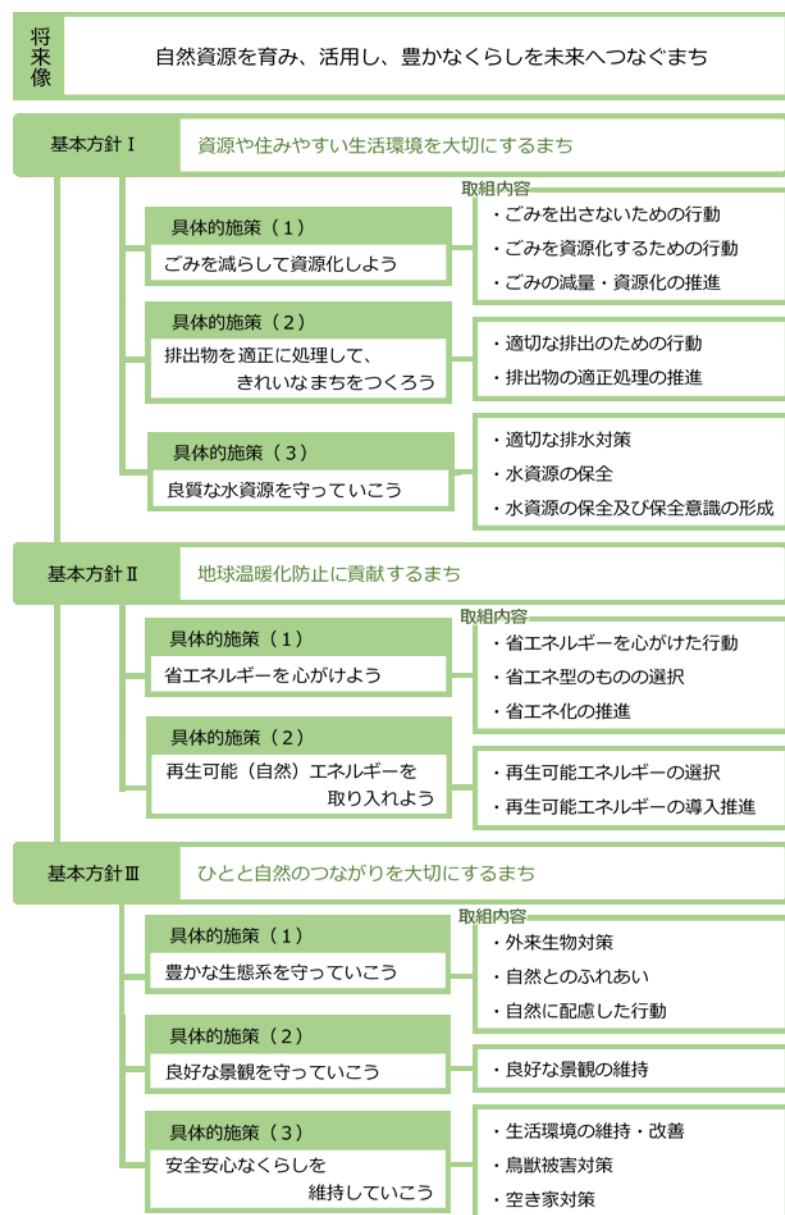
基本方針Ⅱ

地球温暖化防止に貢献するまち

基本方針Ⅲ

ひとと自然のつながりを
大切にするまち

また、この3つの基本方針に関して、それぞれ具体的な施策を設け、その実現に向けて、具体的な取組を進めていきます。（右表参照）



● 計画の推進体制と進行管理

第3次計画を推進していくためには、市民・事業者・市による推進体制を確立し、様々な環境活動を各主体が役割分担しながら、協働して進めていく必要があります。

そのため、府内組織である「駒ヶ根市自然にやさしいまちづくり府内推進委員会・同専門部会」により、全庁的な推進体制を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

また、市民・事業者・市などの各主体が参加する組織である「駒ヶ根市環境市民会議」が協働して推進します。

なお、進行管理は「駒ヶ根市環境市民会議」が調整役となって、毎年、環境基本計画年次報告書（環境白書）としてとりまとめ、市長に報告します。環境白書（環境レポート）の報告を受けた市長は、広く市民に公表します。公表は、市のホームページで行います。

● 目標値一覧

I 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち				
(1) ごみを減らして資源化しよう				
指 標	2023年度	2024年度	設定根拠（設定方法）	備 考
ごみ総排出量	7,301 t	7,039 t	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量 2023年度実績（7,301 t）比△262 t	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第5期（R06年度策定）
家庭系ごみ排出量	4,716 t	4,791 t	2023年度実績（4,716 t）比+75 t	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第5期（R06年度策定）
家庭系1人1日あたりごみ排出量	407 g	418 g	2023年度実績（407 g）比+11 g	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第5期（R06年度策定）
事業系ごみ排出量	2,585 t	2,248 t	排出抑制をしなかった場合 2023年度実績（2,585 t）比△337 t	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第5期（R06年度策定）
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
家庭用生ごみ処理容器の購入補助件数（累積）	1,346件	1,600件	第2次環境基本計画期間中に補助を行った台数とほぼ同数の補助を目標とする。	—
家庭用生ごみ処理機の購入補助件数（累積）	1,972件	2,270件	第2次環境基本計画期間中に補助を行った台数とほぼ同数の補助を目標とする。	—
マイバッグ持参率	63.8%	80.0%	長野県の「レジ袋削減県民スクラム運動」の目標値を採用。	ながの環境パートナーシップ会議レジ袋チーム目標値
(2) 排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
不法投棄の新規発見件数	9件	0件	大田切リサイクルステーションなどの拡充により、不法投棄ゼロを目標とする。	—
公害苦情受付件数	26件	10件	現状の半分以下を目標とする。	—
(3) 良質な水資源を守っていこう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
十二天池排水溝付近のCOD年平均値	8.2mg／ℓ	5.0mg／ℓ以下	平成25年度以前の同地点のCOD値を目標とする。	—
水洗化率	89.3%	93.9%	将来の人口及び接続人口を推定し算出。	駒ヶ根市「水循環・資源循環のみち2022」構想（R4年度策定）

II 地球温暖化防止に貢献するまち				
(1) 省エネルギーを心がけよう				
指 標	2010年度	2030年度	設定根拠（設定方法）	備 考
温室効果ガス（CO ₂ ）年間排出量（2010年度比60%削減）	272 t (森林吸収分21 t を含む)	112 t (森林吸収分17 t を含む)	長野県の削減目標に合わせ、2030年度に2010年度比で約60%削減を目指す。	—
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備容量）	12.8%	46.0%	令和4年度に5次総の数値との整合性を図った数値に修正。（2030年度に電力自給率の目標値を50%とした場合の2026年度の数値）	—

(2) 再生可能（自然エネルギー）を取り入れよう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
太陽光発電設備規模（累積）	25.23MW	65.0MW	令和4年度に5次総の数値との整合性を図った数値に修正（2030年度に2020年度の導入量の2倍を目標とした場合の2026年度の数値。（大曾倉メガソーラー稼働分を算入））	—
小水力発電施設の設置箇所数（累積）	2か所	5か所	事業実施した4か所に加え、さらに1か所の実現を目指とする。	—
家庭へのペレットストーブ設置台数（累積）	24台	50台	第2次環境基本計画期間中に達成した台数と同程度の台数設置を目指とする。	—

III ひとと自然とのつながりを大切にするまち				
(1) 豊かな自然を守っていこう				
指 標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備 考
外来生物の駆除活動件数（累積）	182件	400件	第2次計画期間中に達成した件数と同程度の活動件数を目指とする。	—
えがおポイント（エコ事業）数（年間）	15事業	25事業	特定外来生物の駆除活動件数を中心に、10事業の増を目指とする。	—
子どもたちが行う環境活動数（累積）	279件	600件	第2次計画期間中に達成した活動数と同程度の活動を目指とする。	—
親子で親しむ環境教室の開催（累積）	26回	50回	第2次計画期間中に達成した開催回数と同程度の開催を目指とする。	—
(2) 良好的な景観を守っていこう				
指 標	2016年度	2024年度	設定根拠（設定方法）	備 考
条例適合基準を超える自己敷地内建植看板の件数	29件	0件	駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例による既存広告物の適合・除却期限までに全ての非適合となる物件の改修、除却を目指とする。	—
(3) 安全安心なくらしを維持していこう				
指 標	2016年度	2026年度	設定根拠（設定方法）	備 考
森林整備面積（年間）	90.0ha	100.0ha	2016年度比約10%増を目指とする。	—
指 標	2016年度	2025年度	設定根拠（設定方法）	備 考
倒壊の危険がある空き家数	5件	1件	空家等対策の取組や対策を示し、市民の安全で安心な生活の確保及び生活環境の保全を目的とする。	第2期空き家対策計画（R03年度策定）
指 標	2021年度	2025年度	設定根拠（設定方法）	備 考
鳥獣被害額（年間）	450.8万円	410.5万円	2025年度の鳥獣別被害額目標値の積み上げ。	駒ヶ根市鳥獣被害防止計画（R05年度策定）

2 駒ヶ根市第3次環境基本計画に基づく取組

2-1 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち（基本方針Ⅰ）

《解説》 文字の色は目標値に対する達成状況を示しています。

→ 目標達成 = 青字 目標未達成 = 赤字

● ごみの減量化及び資源化

ごみ減量行動計画 第3期 目標の達成状況

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
人口	33,222人	33,092人	32,872人	32,792人	32,460人
ごみ総排出量	目標	7,396 t	7,286 t	7,253 t	7,237 t
	実績	7,388 t	7,363 t	7,696 t	7,422 t
家庭系ごみ排出量	目標	5,347 t	5,258 t	5,245 t	5,249 t
	実績	5,206 t	5,115 t	5,116 t	5,074 t
家庭系1人1日あたりごみ排出量	目標	443 g	439 g	440 g	443 g
	実績	429 g	424 g	426 g	424 g
事業系ごみ排出量	目標	2,049 t	2,028 t	2,008 t	1,988 t
	実績	2,182 t	2,248 t	2,580 t	2,348 t

ごみ減量行動計画 第4期 目標の達成状況

区分	R3年度	R4年度	R5年度
人口	32,241人	32,025人	31,713人
ごみ総排出量	目標	7,139 t	7,097 t
	実績	7,242 t	7,301 t
家庭系ごみ排出量	目標	4,890 t	4,849 t
	実績	5,063 t	5,101 t
家庭系1人1日あたりごみ排出量	目標	415 g	413 g
	実績	429 g	435 g
事業系ごみ排出量	目標	2,249 t	2,248 t
	実績	2,178 t	2,200 t

ごみ減量行動計画 令和6年度から単年度ごと 目標の達成状況

区分	R6年度
人口	31,410人
ごみ総排出量	目標
	実績 6,847 t
家庭系ごみ排出量	目標
	実績 4,629 t
家庭系1人1日あたりごみ排出量	目標
	実績 404 g
事業系ごみ排出量	目標
	実績 2,218 t

5年間、3年間で作成していたごみ減量行動計画を、令和6年度から毎年作成としました。この計画は上伊那広域連合のごみ削減目標に基づき市が策定したもので、家庭系ごみには、より高い削減目標を設定している一方、事業系ごみについては、経済活動等を考慮して目標値が緩和されています。

令和6年度は、家庭系ごみが前年度比 87 t 減少、事業系ごみが前年度 58 t 増加し、ごみ総排出量としては前年度比 29 t 減少しており、目標値を達成しました。家庭系ごみの減少は、人口減少、新聞・雑誌のデジタル化、容器・包装類の軽量化等が要因と考えられます。一方、事業系ごみの増加は、コロナ禍から明け、市内の事業活動が回復傾向にある等が考えられます。

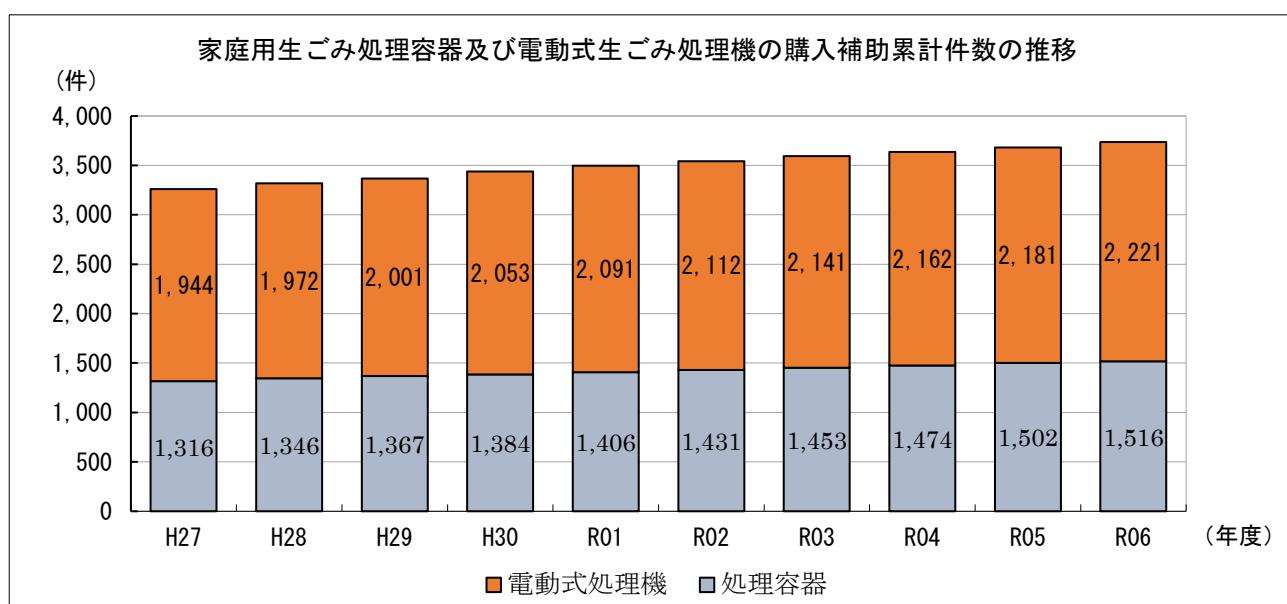
生ごみ処理容器：1,516件／1,600件 生ごみ処理機：2,221件／2,270件（令和9年度目標値）

● 家庭用生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の補助件数



市では、平成5年度から家庭用生ごみ処理容器、平成10年度から電動式生ごみ処理機の購入補助を行っています。補助率は、生ごみ処理容器が購入金額の2/3以内（限度額4,000円）、生ごみ処理機が購入金額の1/2以内（限度額25,000円）となっており、令和6年度中に処理容器14件、電動式処理機40件の補助を行いました。

燃えるごみの処理費用は重さが基準となるため、70%が水分と言われている生ごみを堆肥化したり、処理機で乾燥したりすることで焼却炉利用の市負担金の節約に繋がります。未導入のご家庭は、ぜひ購入をご検討ください。



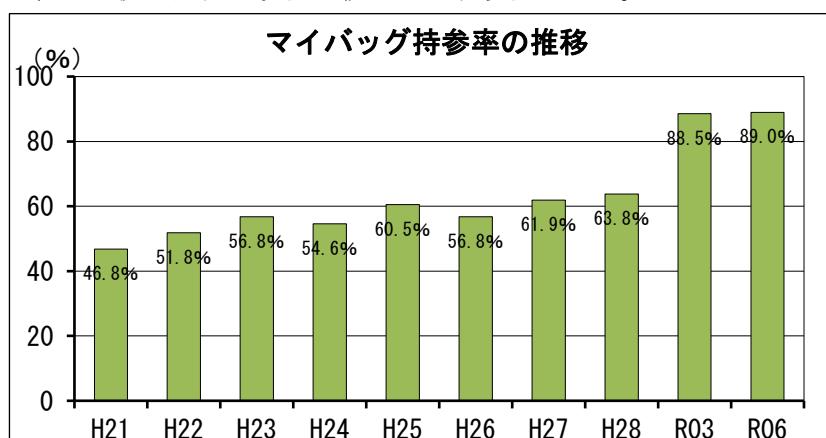
※ グラフは平成10年度からの累計値

マイバッグ持参率：89.0%／80.0%（令和9年度目標値）

● レジ袋の削減～買い物袋持参運動～

市では、平成17年から市内スーパーの協力のもと、店頭にてマイバッグの持参状況を調査してきました。結果は概ね60%前後まで上昇し、その後は同様の状況が続くという状況でした。

令和2年7月からレジ袋の有料化が義務化されたため、店舗数を増やし、市内のスーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの協力をいただき、令和6年度に調査を実施した結果、持参率は89.0%でした。調査は、店舗の負担を考慮し3年程度の間隔を空けて実施する予定です。



不法投棄の新規発見件数 : **25 件** / 0 件 (令和 9 年度目標値)

● 不法投棄の新規発見件数

種類別不法投棄発見件数

(単位 : 件)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
家電 4 品目		5	0	0	2	1	0	3	1	0	3
その他家電		6	3	0	0	1	2	6	2	0	3
家庭ごみ等		8	0	3	11	12	15	57	46	16	15
空き缶・空き瓶		0	4	0	0	0	0	3	8	0	0
タ イ ャ		0	1	0	0	0	1	6	0	0	0
自動車・バイク		0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
自 転 車		0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
その他一般廃棄物		0	9	0	0	5	0	0	0	0	0
産業廃棄物		0	0	0	0	2	2	3	0	2	4
合 計		19	17	3	13	22	20	81	58	18	25

(単位 : 件)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
産業廃棄物		0	0	0	0	2	1	2	0	2	4
混 合		0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
一般廃棄物		7	9	3	12	20	17	68	50	16	21

※ 種類別不法投棄発見件数の表（上表）の合計値は、1 件の不法投棄の中に複数の物が含まれている場合があるため、一般・産業廃棄物別の表（下表）の合計値と必ずしも一致しない。

不法投棄廃棄物には、家庭ごみのような一般廃棄物はもちろん、事業ごみである産業廃棄物もあり、中には環境に負荷を与える、健康に影響を与える有害な化学物質を含むものもあるため、早期発見、早期適正処理が望られます。

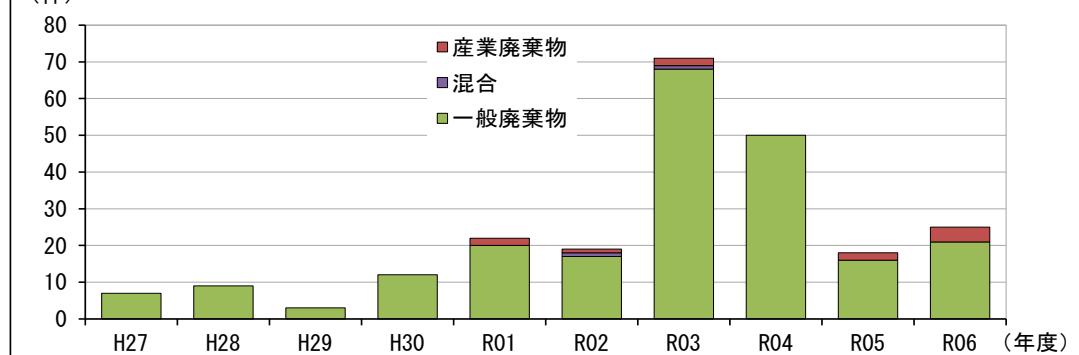
令和 6 年度は 25 件の不法投棄があり、数年前の増加時に比べれば減少しました。ごみ排出量の減少と同様、コロナ禍が明け、家にいる時間が減少したことが一因と考えられます。市のパトロール員が、ほぼ毎日市内を巡回し発見に努めていますが、令和 6 年度はそのほとんどが家庭ごみでした。こうした案件については、警察の協力も得ながら可能な限り内容物から投棄した者を特定し、厳重注意を行っています。また、産業廃棄物については、管轄している県との連携を図っています。

今後も、様々な方法で啓発を行うとともに、引き続き関係機関と連携し、厳正に対処していきます。



不法投棄の新規発見件数

(件)



公害苦情受付件数 : 41 件／10 件（令和 9 年度目標値）

● 公害苦情受付件数

公害苦情件数の推移

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
総 数	受付 (内解決)	22 (22)	26 (26)	19 (19)	32 (32)	56 (56)	74 (74)	104 (104)	81 (81)	50 (50)	41 (41)
① 大気汚染	受付 (内解決)	8 (8)	12 (12)	12 (12)	13 (13)	22 (22)	24 (24)	22 (22)	17 (17)	11 (11)	12 (12)
② 水質汚染	受付 (内解決)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	7 (7)	13 (13)	7 (7)	9 (9)	8 (8)	5 (5)
③ 土壤汚染	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	5 (5)	2 (2)	1 (1)	4 (4)	2 (2)
④ 騒音	受付 (内解決)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	0 (0)
⑤-2 低周波騒音	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑥ 振動	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑦ 地盤沈下	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑧ 悪臭	受付 (内解決)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	1 (1)
⑨ 日照権	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑩ 通風権	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑪ 光害	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)						
⑫ 電波障害	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑬ 土砂散乱	受付 (内解決)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)						
⑭ 土砂流出	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑮ 一般廃棄物	受付 (内解決)	7 (7)	9 (9)	3 (3)	13 (13)	20 (20)	20 (20)	71 (71)	50 (50)	21 (21)	20 (20)
⑯ 産業廃棄物	受付 (内解決)					2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑰ ふん・尿害	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑱ 害虫等発生	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)						
⑲ 火災の危険	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
⑳ 動物死骸放置	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
㉑ その他	受付 (内解決)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

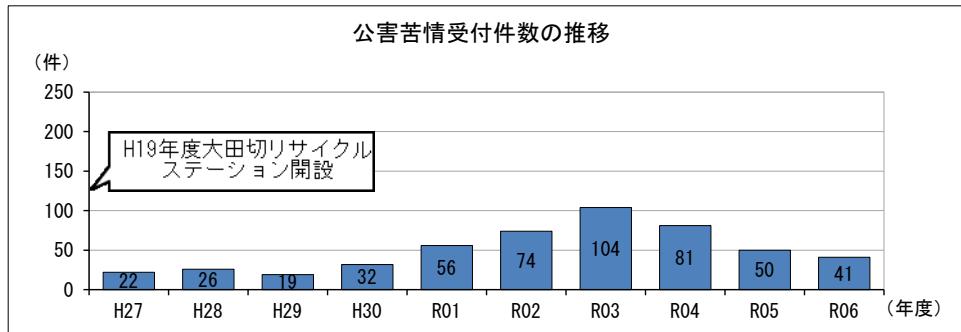
※ ⑯⑰は主に不法投棄の件数

市には、日頃から騒音・悪臭・大気汚染・水質汚濁等の公害に関する様々な苦情が寄せられます。これらの苦情に対し、職員が発生源の調査及び指導、被害の拡大の防止等に当たっています。

令和 6 年度は 41 件となり、前年度より減少しました。主に、騒音や土壤汚染、水質汚染等による通報が減ったことによるものです。ただ、大気汚染で多数を占める野焼きは一部の例外を除いて禁止されているものの、その例外作業でも苦情として寄せられています。



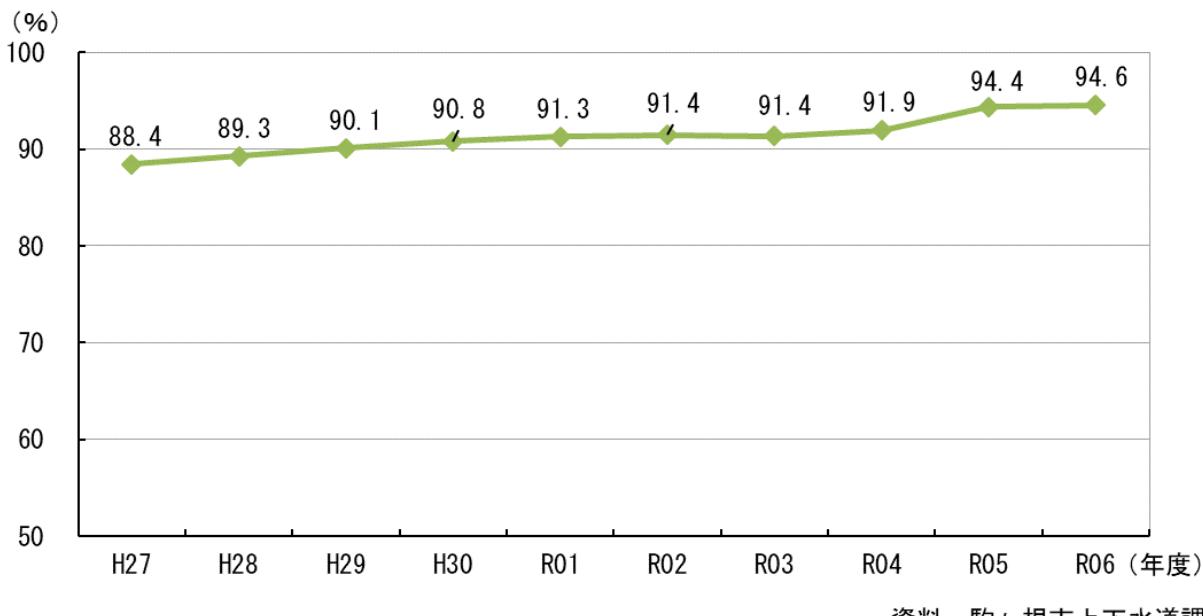
不法投棄されたごみ



● 水洗化率

水洗化率 : 94.6% / 93.9% (令和9年度目標値)

水洗化率の推移 (公共下水道+農集排+合併浄化槽)



資料：駒ヶ根市上下水道課

水洗化率は、下水道接続や浄化槽処理によって、住宅における水洗トイレの割合を示すものです。下水道接続の促し等により年々増加していますが、下水道計画区域は概成をむかえ、令和6年度は前年度比0.2%の微増となっています。

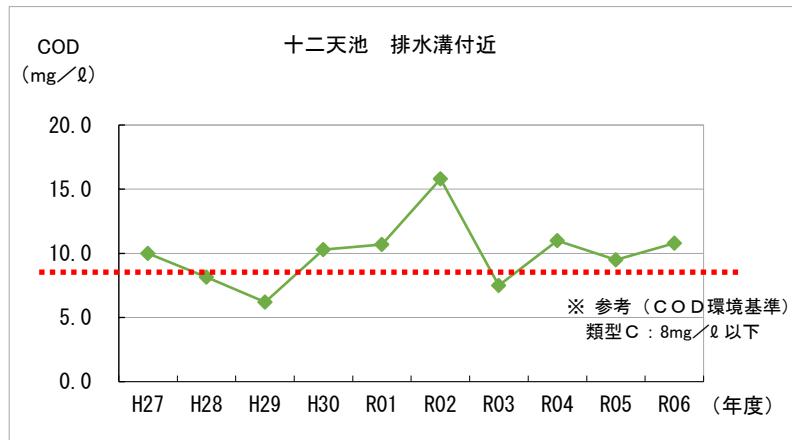
COD年平均値 : 10.8mg/l > 5.0mg/l (令和9年度目標値)

● 十二天池排水溝付近のCOD年平均値

十二天の森は、市内で唯一の平地林として、以前から保護活動が行われています。この森を守るために発足した十二天の森を守る会では、令和6年度、3回の森の手入れを実施しました。

十二天池の排水溝付近のCOD(科学的酸素要求量)は、7.7mg/lで、目標値5.0mg/l未満は達成できませんでしたが、水中の有機物質の減少により水質汚濁が改善しています。

また、この値は、環境基準値(湖沼)における類型C(工業用水2級)の基準値(8mg/l)についても上回っていますが、十二天池は水の入れ替わりがあり無く、その年の天候等によって値が変化するため、今後も経過を見守っていく必要があります。



2-2 地球温暖化防止に貢献するまち（基本方針II）

CO₂削減率：△17%（令和4年度）／△60%（令和32年度目標値）

● CO₂の分野別排出量

駒ヶ根市の温室効果ガス（CO₂）排出量は、環境省が公表している自治体排出カルテによると、令和4（2022）年度243.5千tで、基準年度（平成22（2010）年度）比で△17%でした。

これまで全体的に減少傾向にありましたが、家庭部門や運輸部門では前年度比ほぼ同数となっています。これは、気温上昇によるエアコンの普及、テレワークやネット販売等によるデジタル化によりエネルギー消費量が増加したこと等が要因と考えられます。

部門・分野	2010年度 平成22年度		2021年度 令和3年度		2022年度 令和4年度		
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	2010年度 比増減率
合計	292.7	100%	255.5	100%	243.5	100%	△17%
産業部門	94.1	32%	91.8	36%	82.2	34%	△13%
製造業	75.3	26%	76.2	30%	71.5	28%	△5%
建設業・鉱業	3.2	1%	2.8	1%	2.5	1%	△22%
農林水産業	15.6	5%	12.8	5%	8.2	3%	△47%
業務	59.4	20%	46.2	18%	41.6	17%	△30%
家庭	56.3	19%	50.1	20%	50.6	21%	△10%
運輸部門	81.8	28%	65.1	25%	66.8	27%	△18%
自動車	79.7	27%	63.2	25%	64.9	27%	△19%
旅客	42.2	14%	31.3	12%	32.8	13%	△22%
貨物	37.6	13%	31.9	12%	32.0	13%	△15%
鉄道	2.1	1%	1.9	1%	1.9	1%	△10%
船舶	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	—
廃棄物分野（一般廃棄物）	1.1	1%	2.2	1%	2.3	1%	109%

※ 出典：環境省「自治体排出量カルテ」令和7年3月を加筆編集

再エネ電力自給率：36.1%／46.0%（令和9年度目標値）

● 再生可能エネルギーによる電力自給率

太陽光発電施設の普及や、小水力発電の開発により、市内の再生可能エネルギーで発電される電力量は着実に増加していますが、売電価格の下落等により近年の増加は鈍化傾向です。

再エネ電力自給率とは、理論値として市内の太陽光発電、小水力発電等の電力量が、市内の年間消費電力量に対し、どのくらいの割合を占めているかを示した数値です。そのため、再エネ設備の導入と同時に省エネ（消費電力の減少）についても図る必要があります。太陽光発電では、長野県は冷涼で晴天率も高いことから、太陽光パネル容量1 kWあたり年間1,300～1,400 kWhという全国平均よりも高い発電量が得られ、自給率の向上に寄与しています。

また、省エネ性能の高い家電への買換えや照明のLED化、断熱性能の高い窓やドアへの取り換える、エネルギー消費の削減に効果的です。小さなことから地球温暖化防止活動に協力しましょう。



年　度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
再エネ電力自給率	11.5%	12.8%	15.2%	16.8%	18.5%	20.1%	32.1%	33.6%	36.5%	36.1%

太陽光発電導入 : **64.4MW** / 65.0MW (令和9年度目標値)

● 太陽光発電導入状況

駒ヶ根市は日照時間が長く、気候が冷涼であり、太陽光発電に向いている地域であることから、これまで多くの発電施設が設置されてきました。このため、令和6年度末時点では、64.38MWにまで拡大しました。しかし、近年は景観や排水の問題などにより、事業者と地域との間で軋轢が生じる事例も見られます。従って、こうした影響や環境等に配慮しながら、設備の導入を図っていく必要があります。

※ 64.4MWは約15,400世帯が1年間に消費する電力量に相当します。

太陽光発電設備導入状況

令和7年3月末現在

区分	10kW未満	小計	10kW以上				合計
			10kW~50kW	50kW~500kW	500kW~1,000kW	1,000kW~2,000kW	
全国 (件)	3,582,916	711,630	672,425	22,750	7,443	7,983	1,029
	(kW)	16,492,929	59,537,291	18,586,761	5,743,047	5,206,269	12,127,372
長野県 (件)	105,716	26,173	24,847	1,014	160	137	15
	(kW)	509,828	1,342,920	594,955	230,270	111,771	202,908
駒ヶ根市 (件)	1,874	533	482	45	1	4	1
	(kW)	9,380	54,997	11,615	12,937	660	4,785
※ 駒ヶ根市の太陽光発電施設導入容量 : 64,376 kW ≈ 64.4W (長野県内の約3.5%、全国の約0.1%)							

※ 駒ヶ根市の太陽光発電施設導入容量 : 64,376 kW ≈ 64.4W (長野県内の約3.5%、全国の約0.1%)

小水力発電導入 : **4カ所** / 5カ所 (令和9年度目標値)

● 小水力発電の開発

駒ヶ根市は河岸段丘地形により、天竜川に流れ込むいくつもの支流があり、落差、水量ともに豊富なことから水力発電に適した環境を有していると言えます。

平成24年度に駒ヶ根市自然エネルギー小水力発電第1号が稼働して以降、平成26年度に錢龜洞川で1カ所、平成30年度にねずみ川で1カ所、令和元年度に新宮川で1カ所の200kW未満の水力発電所が稼働しています。また、現在、令和10年度に中田切川で1,999kWの発電所を稼働する計画を進めています。

水力発電は昼夜問わず発電が見込める比較的安定した再生可能エネルギーですが、一方で、詳細な水量調査や様々な規制をクリアする必要性があり、取水口や発電所、この間を繋ぐ管路の設置など、初期投資も大きくなります。また、大雨等で渦流となった時には、取水を停止しなければならないといった管理の難しさなどから、慎重な判断や時間、労力、コスト、ノウハウを要する事業でもあります。



ねずみ川上流籠ヶ沢川の取水池

水力発電設備導入状況

令和7年3月末現在

区分	200kW未満	200kW~1,000kW	1,000kW~5,000kW	5,000kW~30,000kW	合計
全国 (件)	650	329	142	102	1,223
	(kW)	55,194	180,651	319,547	1,192,451
長野県 (件)	61	16	8	14	99
	(kW)	5,978	8,221	22,579	180,277
駒ヶ根市 (件)	4	0	0	0	4
	(kW)	398	0	0	398

設置件数 : **33台**／50台（令和9年度目標値・累積）

● 家庭へのペレットストーブの普及

木質ペレットは、主に製材工場などから出る大鋸屑（おがくず）や鉋屑（かんなくず）などの廃材を原料としたバイオマス燃料です。この燃料の特徴として、工場生産で安定供給が可能、自動投入が容易、エネルギー密度が高く比較的小型の機器で対応可能、含水率が低く、貯蔵性、輸送性に優れ、品質も安定しているなどのメリットがあります。

一方で、木質ペレットは他の木質系燃料より価格が高く、灯油などのランニングコストとさほど変わらないことなどから、普及はなかなか進んでいません。

市では、温室効果ガス排出の抑制や、森林環境の保全に繋がることから、家庭用ペレットストーブの設置に対する「えがおポイント」の交付を行っています。



2-3 人と自然のつながりを大切にするまち（基本方針Ⅲ）

● 地域でのアレチウリ駆除活動

外来生物駆除活動：421件／400件（令和9年度目標値・累計）



アレチウリ駆除作業の様子

市内河川では流域の環境を守るため、河川愛護団体等が特定外来生物であるアレチウリの駆除や、草刈などを計画的に行っており、令和6年

度は計18回行われました。

特にねずみ川愛護会では、6月から11月にかけて駆除活動を計画し、6回にわたり流域のアレチウリ駆除を行い、河川や公園などの環境整備を行っていただきました。



● 生息範囲を拡げるオオキンケイギク

オオキンケイギクは、2006年に外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されました。多年草で非常に繁殖力が強く、当初は天竜川や大田切川流域付近を中心に繁殖範囲が拡大する傾向でしたが、近年は市内全域の道路や川沿い、公園などにも繁殖しています。

鮮やかな黄色の花を咲かせ、一見美しいことから、特定外来植物であることが知られておらず、見かけても駆除されないとという問題があります。特定外来生物は法律で飼育や栽培、移動が禁止されています。正しい知識を身につけ、気付いたら根から抜き取って枯らすなど、駆除活動にご協力ください。



道端に咲くオオキンケイギク

えがおポイント（エコ事業）数：11事業／25事業（令和9年度目標値・単年）

● えがおポイント（行政ポイント）

平成26年度からスタートした「えがおポイント」事業は、環境活動や健康増進活動などに参加した人に、買い物等に使えるポイント（補助チケット）を発行し、それを「つれてってカード」にポイント（1ポイント=1円）を入力することで、環境活動や健康増進活動への参加を促すと共に、商店街の活性化を図ることを目的としています。

令和6年度は、えがおポイントのエコ事業（生活環境課）で1,021,200ポイントが交付されました。再生可能エネルギー設備（太陽光パネル、蓄電池）導入のポイントを1件あたり5,000ポイント増やしたことにより、交付済ポイント数は前年度比61,700ポイント増加しました。

対象事業に申請してえがお
ポイントチケットをもらう

つれてってカードへ
ポイント入力

ポイントでお買い物



令和6年度 えがおポイント交付対象事業（環境関連）

No.	事業名	ポイント数 ／枚	交付済 チケット数	交付済 ポイント計	事業者
1	自然エネルギー設備導入 (太陽光発電設備、太陽熱温水器等)	10,000	17	170,000	生活環境課
	自然エネルギー設備導入（蓄電池）	15,000	13	195,000	
2	省エネ家電買い換え	10,000	55	550,000	生活環境課
3	LED照明器具買い換え	2,000	11	22,000	生活環境課
4	窓・ドア断熱改修	5,000	5	25,000	生活環境課
5	我が家の電気使用量積み上げ	1,000	13	13,000	生活環境課
	我が家の電気使用量積み上げ (前期・前々期比10%削減達成)	3,000	1	3,000	
6	ハッチョウトンボ生息地の整備	300	44	13,200	ハッチョウトンボを育む会
7	廃棄物の資源化促進（家電4品目）	100	7	700	株セイビ社
	〃 (古紙持ち込み)	10	48	480	
8	特定外来生物駆除作業 (アレチウリ等)	300	81	24,300	生活環境課
9	グリーンカーテン実施	1,000	3	3,000	生活環境課
10	うちエコ診断受診	1,000	7	7,000	生活環境課
11	出前講座	100	89	8,900	生活環境課
12	天竜川美化活動	100	10	1,000	建設課
13	十二天の森ボランティア活動	300	82	24,600	社会教育課
合 計			486	1,061,180	

子どもたちが行う環境活動数：694件／600件（令和9年度目標値・累計）

● 子どもたちが行う環境活動

市内の小・中学校や公民館では、授業や講座などで環境活動や自然を体験する機会を設けています。

令和6年度は、山林作業やごみ処理施設・上下水道施設の見学、雨水タンクの活用、ビオトープでの昆虫や植物の観察、昆虫採集、アルミ缶などの資源の回収、花壇の整備、米・野菜作りなど、市内の小・中学校や公民館で計44件の環境活動が行われました。

様々な体験を通して自然環境に触れ、環境にやさしい行動とは何かを学ぶ貴重な機会となっています。



子どもたちによる昆虫採集体験の様子

● 親子ふれあい講座

おもしろかっぱ館や各公民館では、環境への関心を持っていただきましたため、幼児から中学生までを対象に、バードウォッチングや野外工作、サツマイモの収穫体験、SDGsゲームなど、自然と親しみながら親子で環境を学ぶ各種講座が開催されました。

令和6年度は、4月から12月までに合わせて11回の講座が行われ、のべ人数で170名余の参加がありました。



公民館講座バードウォッチングの様子

● 屋外広告物改善事業

平成25年6月に景観行政団体となり、平成27年4月から屋外広告物等に関する条例が施行されました。この条例では、一定規模以上の屋外広告物（看板）を規制し、市内の美しい自然景観・眺望への阻害要因を減らし、風致を維持することなどを目的としています。

市では、既存の広告物に対し補助制度を設け、より低くより小さな看板となるよう誘導するとともに、不適合となる物件等が撤去されていることを目標としました。

令和6年度は、1件の自己敷地内建て植え看板について撤去が行われ、条例施行時に31件あった条例不適合の自己敷地内建植看板は0件となりました。

令和6年度に実施された看板改修・撤去



将来不適合となる既存広告物の改修・撤去
高さ 16.00m、面積 49.6 m²→撤去

● 森林整備

森林整備面積 : **23.6ha** / 70ha (令和8年度目標値)

森は野生動物の生きる場所であるとともに、水を涵養して我々の生活を守る側面をもっています。しかし、近年森の手入れが行き届かず、荒れた森林が数多く存在するようになりました。

間伐など、森を適正に管理し、樹木の生育環境を整えることで、CO₂をより多く蓄積し、地球温暖化防止にも役立つとされていることから、森林整備の重要性は増しています。

市では、財産区、森林組合、林業公社などと共に市内の森林整備を行っており、令和6年度は合わせて23.6haを整備しました。



● 空き家対策

倒壊の危険がある空き家の件数 : **2件** / 1件 (令和7年度目標値)

人口減少とともに、市内の空き家は増加する可能性があります。

空き家は、そのまま放置しておくと、周囲の景観を損ねるだけでなく、野生動物の住処になったりして衛生面でも悪化を招きます。さらに、柱の腐食などにより倒壊の危険が高まり、隣接する家屋などへ危険をもたらします。

駒ヶ根市では、空き家対策として倒壊の危険がある空き家の件数を把握していますが、基準年度に5件あったものからの増減を考慮しつつ、何件に対し取り壊しなどの対応が出来たのかを指標としています。

令和6年度の件数は、令和5年度からの増減は無く、2件でした。

● 鳥獣被害対策

鳥獣被害額 : **436万円** / 410.5万円 (令和7年度目標値)

近年、野生動物自体の数の増加や、人間が森林資源を活用しなくなり、山奥にまで立ち入らなくなしたことなどにより、野生動物の活動範囲が拡大し、これまで人間の生活圏まで近づくことがなかったサルやシカ、イノシシ、クマなどの野生鳥獣が、民家の近くに出没する事案が頻発しています。

これらの動物は警戒心が強い一方、学習能力が高いため、農作物に対する被害は後を絶ちません。

市では、毎年農作物に対する被害対策として、有害鳥獣駆除実施隊（猟友会）による捕獲や、ニホンザルをはじめとした野生動物の習性を知り、対策に活かすための学習会を開催しています。

また、令和5年度に駒ヶ根市鳥獣被害防止計画の更新（計画期間：令和5年度～7年度）を行い、鳥獣被害額の目標値を410.5万円に設定しました。

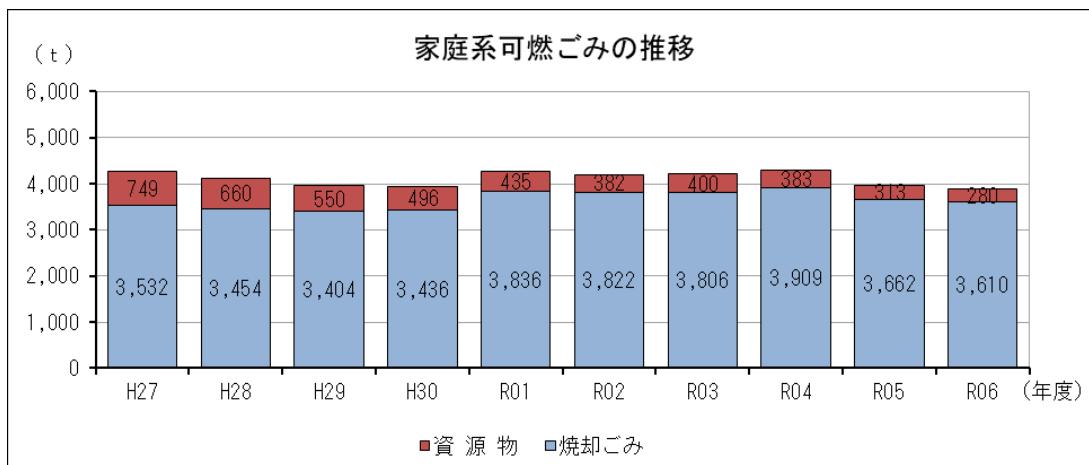
令和6年度の野生鳥獣による農作物被害額は、436万円となり目標値を上回りました。



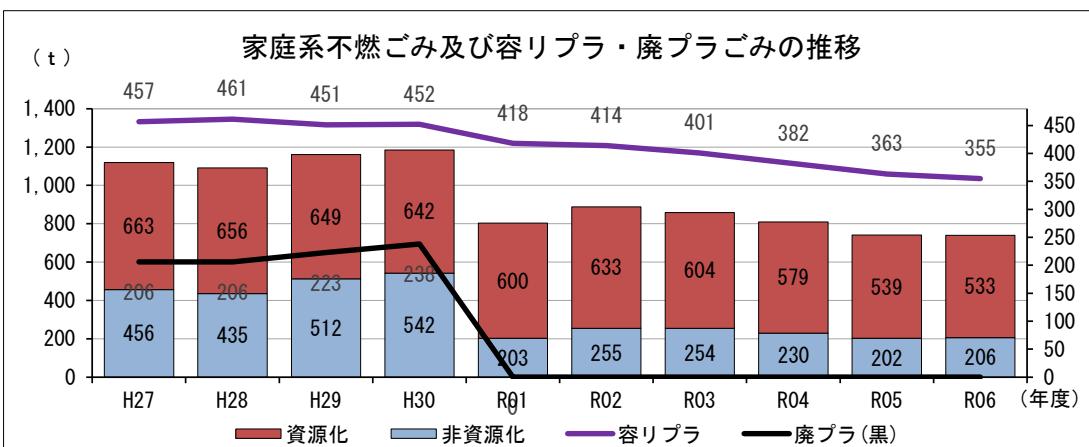
3 駒ヶ根市の環境の現状

3-1 廃棄物・リサイクル

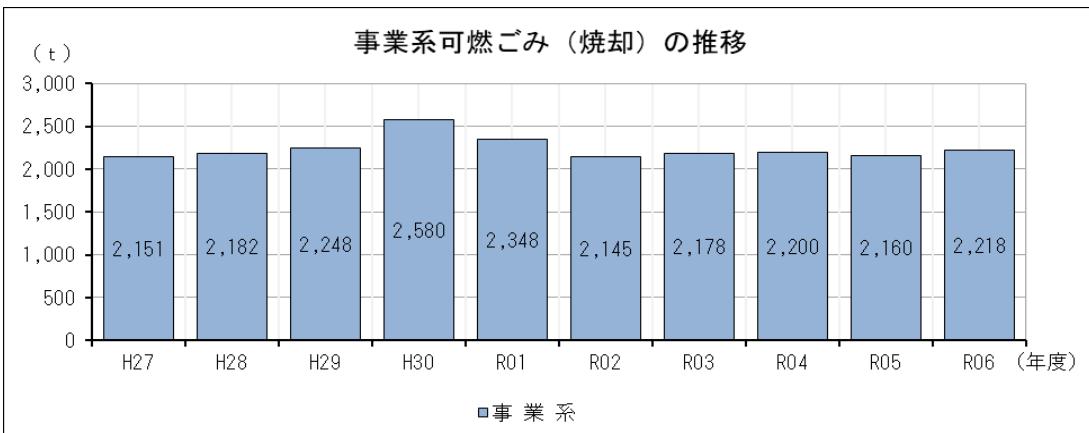
● ごみの減量化・資源化

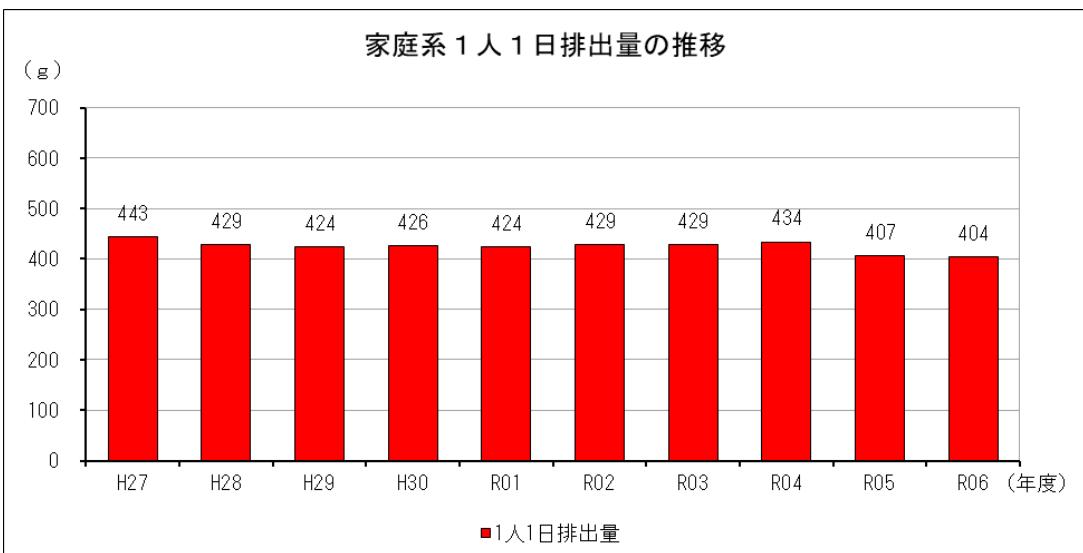


※ 家庭系可燃ごみ中の焼却ごみは、令和元年度に黒文字袋（燃やせないプラスチックごみ）が廃止され可燃ごみとなった影響から増加した後、長期で見ると微減傾向にあり、令和6年度は前年比52t減少しました。また、資源物も前年比33t減少しました。



※ 不燃ごみは、令和元年度からの黒文字袋廃止の影響でそれ以前と比べ総量は大きく減少しており、以降も減少傾向が続いている。容リプラ（容器包装リサイクルプラスチック）の量も引き続き減少していますが、これらが可燃、不燃ごみに混入されている可能性がある一方で、民間の受入施設やスーパー等の店頭回収への持込みが定着してきていることも考えられます。





※ 令和6年度の家庭系1人1日排出量は、404gと前年度比で4g減少しました。内訳は、可燃の焼却ごみが315g、可燃の資源物が24g、不燃の非資源化（粗大ごみ等を含む）が18g、不燃の資源化が47gとなっています。また、前年対比の増減率では、可燃の焼却ごみで+1.4%、可燃の資源物で△10.5%、不燃の非資源化で+2.0%、不燃の資源化で△1.1%となっています。増減率で最も大きかった可燃の資源物は、新聞・雑誌等がデジタル化によって減少したものと推察されます。

駒ヶ根市的一般廃棄物計画収集の状況

区分		単位	資源化	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
基本	人口(10/1現在)	人	—	33,381	33,222	33,092	32,872	32,792	32,460	32,241	32,025	31,713	31,410
	世帯数(10/1現在)	世帯	—	12,816	12,898	13,023	13,119	13,295	13,363	13,460	13,587	13,656	13,767
	平均世帯員数	人	—	2.60	2.58	2.54	2.51	2.47	2.43	2.40	2.36	2.32	2.28
	ごみ処理費用	千円	—	257,149	302,026	265,328	349,820	204,738	202,953	207,979	277,100	272,807	329,735
可燃ごみ	焼却ごみ	t		3,532	3,454	3,404	3,436	3,836	3,822	3,806	3,909	3,662	3,610
	事業系	t		2,151	2,182	2,248	2,580	2,348	2,145	2,178	2,200	2,160	2,218
	焼却計	t		5,683	5,637	5,652	6,016	6,184	5,967	5,984	6,109	5,822	5,828
	資源物	t	資	749	660	550	496	435	382	400	383	313	280
計		t		6,432	6,297	6,202	6,512	6,619	6,349	6,384	6,492	6,135	6,108
非資源化	ガラス・金属	t		206	200	222	236	144	167	156	137	117	117
	埋立て	t		22	23	25	21	18	19	17	18	16	18
	廃プラ(黒)	t		206	206	223	238	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・不法投棄	t		22	6	42	47	41	69	81	75	69	71
計		t		456	435	512	542	203	255	254	230	202	206
不燃ごみ	有害ごみ	t	資	7	6	6	7	8	7	7	7	6	7
	蛍光管	t	資	2	2	2	2	1	2	2	1	1	1
	ペットボトル	t	資	23	22	21	22	25	26	26	25	22	20
	容リブラ	t	資	457	461	451	452	418	414	401	382	363	355
資源化	びん	t	資	139	132	131	124	124	146	134	130	120	122
	スチール缶	t	資	14	13	18	15	15	18	17	18	13	12
	アルミ	t	資	21	19	20	20	9	20	17	16	14	16
	計	t		663	656	649	642	600	633	604	579	539	533
計		t		1,119	1,091	1,161	1,184	803	888	858	809	741	739
ごみ総量		t		7,551	7,388	7,363	7,696	7,422	7,237	7,242	7,301	6,876	6,847

※ 不燃ごみの「びん」「アルミ」には、学校回収分を含む。

3-2 大気環境

● 大気の状況

大気測定結果（県調査）

測定地点：伊那合同庁舎

年 度	二酸化硫黄 年平均値 (ppm)	二酸化窒素 年平均値 (ppm)	光化学オキシダント 年平均値 (ppm)	浮遊粒子状物質 年平均値 (mg/m³)
平成27年度	0.005	0.007	0.035	0.013
平成28年度	0.001	0.007	0.036	0.012
平成29年度	0.000	0.007	0.037	0.011
平成30年度	0.000	0.006	0.034	0.012
令和元年度	0.001	0.006	0.035	0.010
令和2年度	0.000	0.006	0.035	0.009
令和3年度	0.000	0.005	0.034	0.008
令和4年度	0.000	0.005	0.033	0.007
令和5年度	0.000	0.005	0.034	0.007
令和6年度	0.000	0.004	0.034	0.007

※ 令和元年度から、二酸化硫黄及び二酸化窒素については、県内測定局の年平均値となっている。

資料：長野県水大気環境課

○ 大気の汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号 最終改正 平成 13 年 4 月 20 日環境省告示第 30 号)

物 質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

● 交通騒音の状況

自動車交通騒音調査結果

年 度	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		環境基本法 環境基準	騒音規制法 要請限度		
	測定場所	昼間	夜間	測定場所	昼間	夜間	測定場所	昼間	夜間	測定場所	昼間	夜間	測定場所	昼間	夜間	測定場所	昼間	夜間	測定場所	昼間	夜間			
国道153号（小町屋）	-	-	-	-	-	-	64	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	56	-	-	C類型	c区域	
国道153号（福岡）	-	-	-	-	-	-	64	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	56	-	-	C類型	c区域	
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	-	-	-	-	-	-	-	-	64	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	58	B類型	b区域	
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	-	-	61	51	-	-	-	-	-	-	-	-	64	54	-	-	-	-	-	-	-	B類型	b区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（町二区）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	B類型	b区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（町四区）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（小町屋）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号バイパス飯田方面行き（経塚）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	B類型	b区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（町二区）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	B類型	b区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（町四区）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（小町屋）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	C類型	c区域	
国道153号バイパス伊那方面行き（赤須東）	-	-	-	-	66	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	56	-	-	-	-	B類型	b区域	
国道153号（北町）	-	-	-	-	64	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	55	-	-	-	-	B類型	b区域	
中央自動車道西宮線（北割一区切石）	-	-	-	-	-	57	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	56	-	-	-	-	-	-
中央自動車道西宮線（南割区）	-	-	-	-	-	-	-	57	56	-	-	-	-	-	-	-	57	56	-	-	-	-	-	-
県道駒ヶ根長谷線（東町）	60	51	-	-	-	-	-	-	65	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B類型	b区域	
県道駒ヶ根長谷線（中沢）																58	47	-	-	-	-	-	-	
県道駒ヶ根長谷線（中央）	59	49	-	-	-	-	-	-	-	57	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域	
県道栗林宮田停車場線（東伊那）	-	-	61	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
県道伊那生田飯田線（東伊那）																67	56	-	-	-	-	-	-	
県道伊那生田飯田線（中沢）																		62	49	-	-	-	-	

※ 「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当。

資料：駒ヶ根市生活環境課

 環境基準超過  環境基準及び要請限度超過

地域評価（面的評価）結果

年 度	評 価 節 所	評価区間全体①+②			近接空間①			非近接空間②		
		戸 数	環境基準超過戸数(昼間)	環境基準超過戸数(夜間)	戸 数	環境基準超過戸数(昼間)	環境基準超過戸数(夜間)	戸 数	環境基準超過戸数(昼間)	環境基準超過戸数(夜間)
平成27年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（東町）	361	0	0	190	0	0	171	0	0
	県道駒ヶ根長谷線（中央）	93	0	0	45	0	0	48	0	0
平成28年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	59	0	1	36	0	0	23	0	1
	県道栗林宮田停車場線（東伊那）	34	0	0	16	0	0	18	0	0
平成29年	一般国道153号（旧道）	290	0	0	132	0	0	158	0	0
	一般国道153号（伊南バイパス）	262	0	0	88	0	0	174	0	0
平成30年	中央自動車道西宮線	56	0	0	15	0	0	41	0	0
	一般国道153号（旧道）	487	0	0	223	0	0	264	0	0
令和元年	中央自動車道西宮線	27	3	4	12	3	3	15	0	1
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	175	0	0	48	0	0	127	0	0
令和2年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（東町）	318	0	0	169	0	0	149	0	0
	県道駒ヶ根長谷線（中央）	57	0	0	19	0	0	38	0	0
令和3年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	66	0	0	38	0	0	28	0	0
	県道栗林宮田停車場線（東伊那）	39	0	0	13	0	0	26	0	0
令和4年	県道伊那生田飯田線（東伊那）	106	0	0	44	0	0	62	0	0
	一般国道153号（旧道）（宮田村境～広小路）	12	0	0	12	0	0	0	0	0
令和5年	一般国道153号（伊南バイパス）	519	0	0	191	0	0	328	0	0
	県道駒ヶ根長谷線（中沢）（新宮川岸交差点～伊那市境）	150	0	0	84	0	0	66	0	0
令和6年	県道西伊那線（中沢）	25	0	0	10	0	0	15	0	0
	中央自動車道西宮線（宮田村境～飯島町境）	92	0	8	28	0	3	64	0	5
令和6年	一般国道153号（旧道）（広小路～飯島町境）	500	0	0	234	0	0	266	0	0
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	249	0	0	74	0	0	175	0	0
	県道伊那生田飯田線（中沢）	47	0	0	23	0	0	24	0	0

面的評価とは、道路に面する地域の騒音状況の環境基準超過戸数を把握し、評価するものです。

資料：駒ヶ根市生活環境課

①、②・・・道路端に近い地域を近接空間と呼び、それ以外を非近接空間と呼びます。

○ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

地域の類型	基 準 値		類型をあてはめる地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(注)

- 1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	昼 間	夜 間
	70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

(注) 評価手法は、等価騒音レベル（L A e q）とする。

○ 騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成 11 年 3 月 25 日県告示第 182 号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地	第一種住居地	第二種住居地	準住居地	市街化調整区域	付表の地	近隣商業地域	商業地	準工業地	工業専用地域	付表の地	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	A	A	A	A		B	B	B		C	C	C	C	C		駒ヶ根市が告示

○ 騒音規制法に基づく規制基準等（抜粋）

1 規制基準等

● 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号）

区域の区分	時間の区分	昼間	朝	夜間
			午前 6 時から 午前 8 時まで	
第 1 種区域		50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域		60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域		65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域		70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度という。

2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

● 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

(要請限度)（平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号）

区域の区分	昼間	午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル		55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル		65 デシベル
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル		70 デシベル

この場合において「幹線道路を担う道路に近接する区域」については上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。

昼間	午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
	75 デシベル		70 デシベル

(備考)

1 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

2 指定地域

- 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	1	1		2	2	2	2	2		3	3	3		4				駒ヶ根市が告示

(備考)

- 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 2 表中の1、2、3及び4は、それぞれ第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域を表す。
- 3 指定状況は平成26年3月31日現在

- 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める總理府令の地域指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	a	a	a	a		b	b	b			c	c	c	c			駒ヶ根市が告示

(備考)

- 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 2 表中のa、b、及びcは、それぞれa区域、b区域、及びc区域を表す。
- 3 指定状況は平成26年3月31日現在

3-3 水環境

● 河川等の水質状況

令6年度 市内河川・湖沼水質測定結果

水質測定の各項目ごと、環境基準の値（目標値）に照らし合わせて現状を捉えました。

[環境基準とは]

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められた行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っているとするものである。

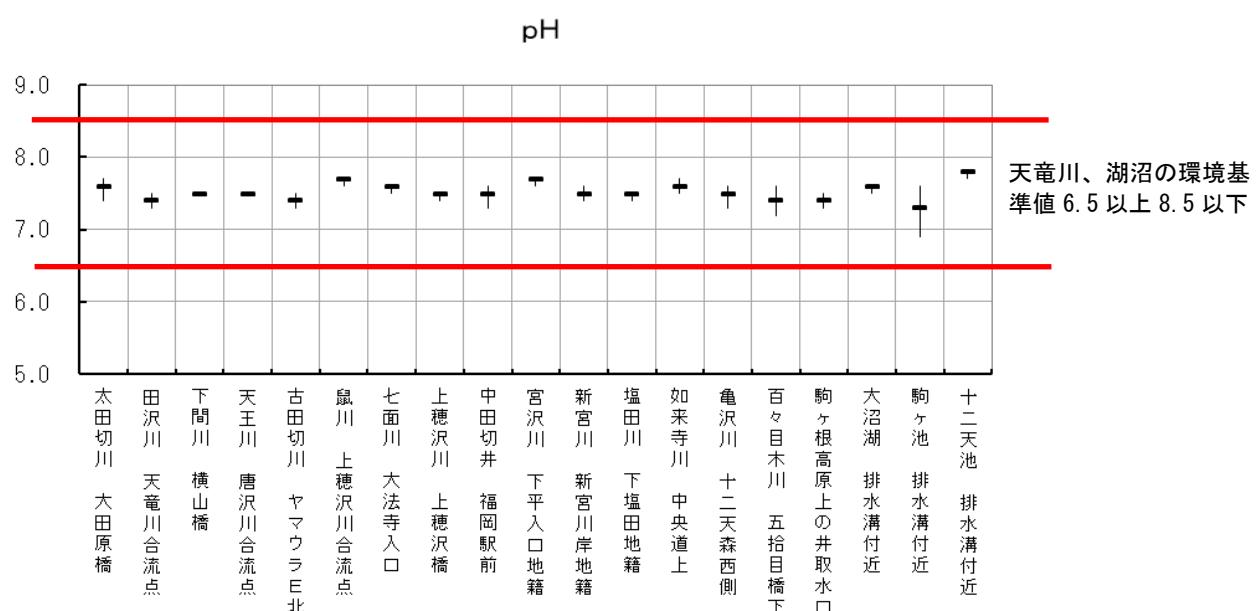
また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとなるないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

(環境省 HP 参照)

- ・ グラフ内の縦棒の上下は最大値と最小値を示し、一印は平均値を示しています。
 - ・ 測定値が $0.5\text{mg}/\ell$ 未満は、 $0.4\text{mg}/\ell$ 、 $1\text{mg}/\ell$ 未満の場合は、 $0.8\text{mg}/\ell$ として計上しています。

pH (水素イオン濃度)

河川のpHは、6.5～8.5が適正とされており、pH7が中性、これより数値が高いとアルカリ性、低いと酸性であることを示します。調査対象河川、湖沼のpHは全ての箇所で適正值の範囲内であり、生物の生息等にも適した状態と言えます。



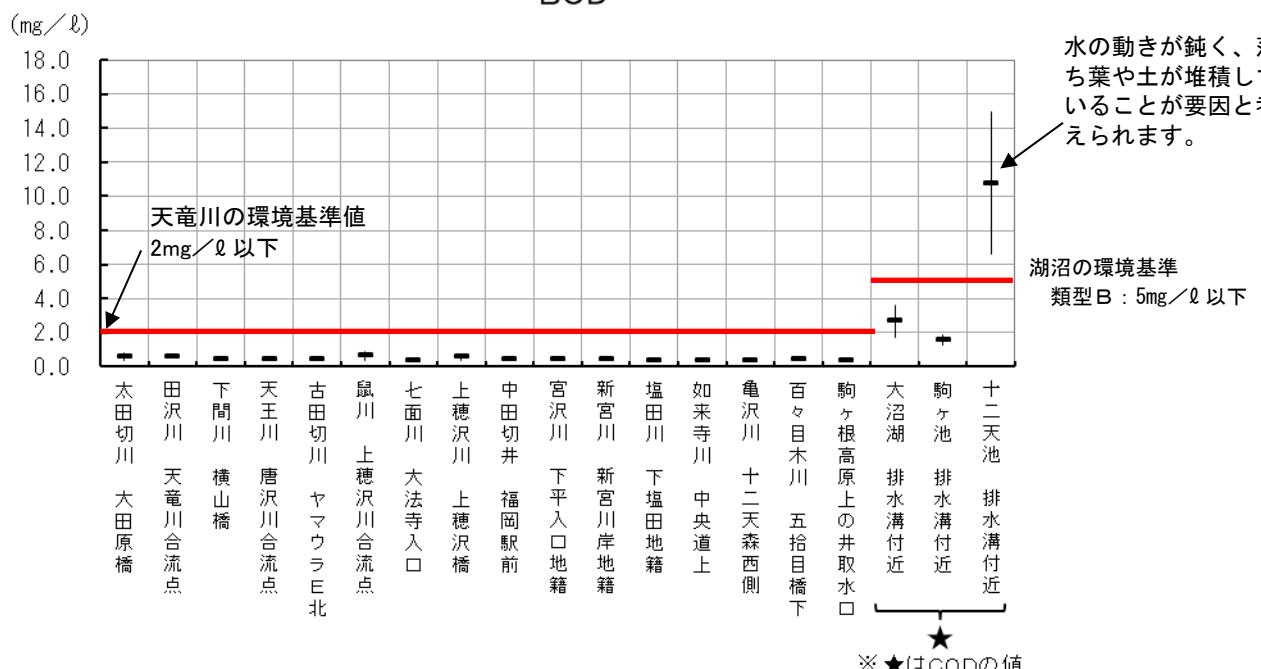
BOD（生物化学的酸素要求量）・・・一般的に河川等の汚濁を示す指標

水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量をいい、数値が高いほど川が汚れています。調査対象河川は、全ての箇所で基準値2mg/l以内となっています。

COD（化学的酸素要求量）・・・一般的に湖沼等の汚濁を示す指標

水中の有機物を酸化剤で酸化する際に消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物が多く水が汚れていることを表します。調査対象湖沼は、十二天池で基準値を超えるました。しかし、水の出入りがほとんどなく滞留しているためと思われます。

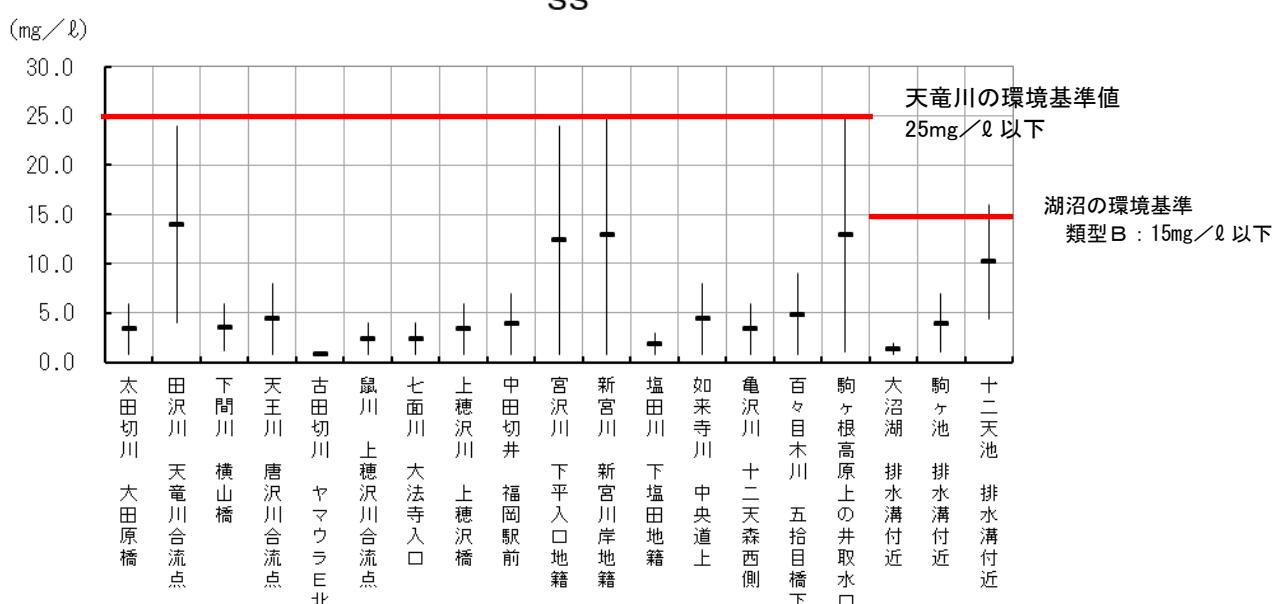
BOD



SS（浮遊物質量）

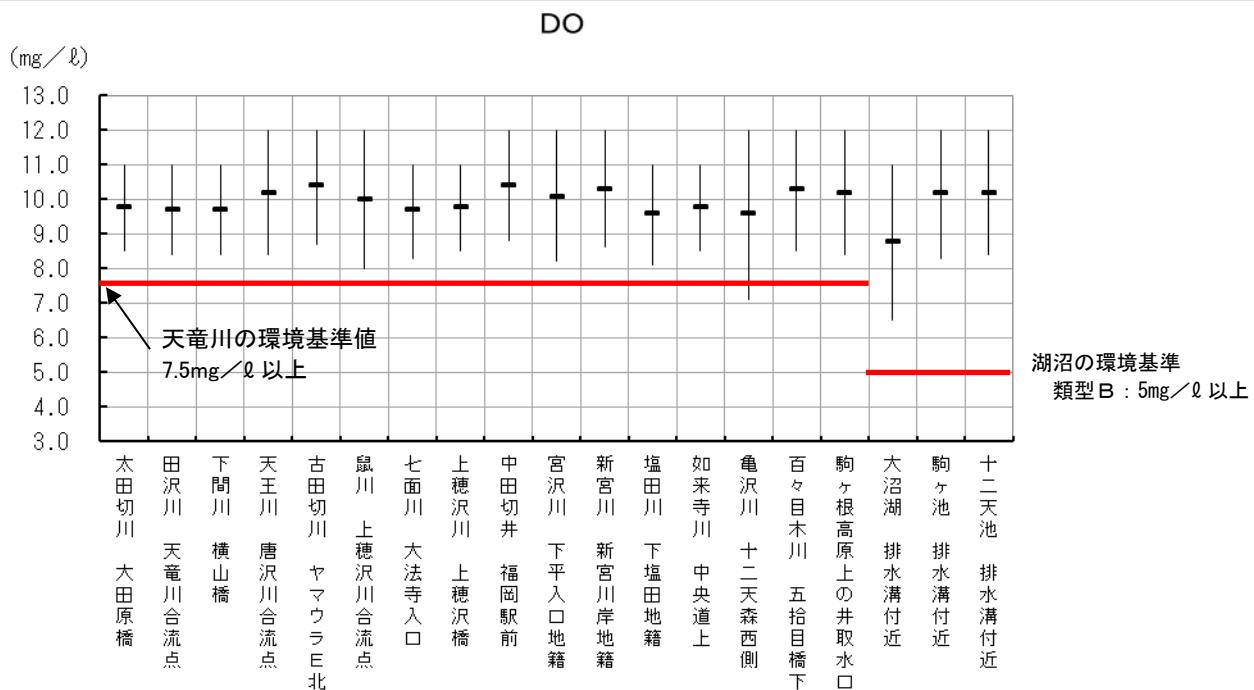
粒径2mm以下で、水中を漂っている不溶解性物質の量で、土や石の微粒子・プランクトンやその死骸、下水・工場排水等に含まれる沈殿物などです。これが多いためと川底にヘドロ等がたまったり、魚介類に悪影響を及ぼしたりします。調査対象河川、湖沼は、全ての箇所で基準値以内となっています。

SS



DO (溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量です。水中の酸素が少なくなると数値が低下し、 3 mg/l 以下になると悪臭が発生したり、魚介類等の生物が窒息死したりします。調査対象河川、湖沼は全ての箇所で基準値以上となっており、生物の生息に十分な酸素が含まれていると言えます。



生活環境の保全に関する項目の測定地点別環境基準達成状況（2年間隔）

測定地点名	年度	pH			河川 BOD(mg/l) 湖沼 COD(mg/l)			SS(mg/l)			DO(mg/l)			
		最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	
天竜川水系 4河川	太田切川 大田原橋	R6	7.4	7.7	7.6	0.4	0.8	0.6	0.8	6.0	3.4	8.5	11.0	9.8
	田沢川 天竜川合流点	R5	7.3	7.5	7.4	0.5	0.6	0.6	4.0	24.0	14.0	8.4	11.0	9.7
	下間川 横山橋	R6	7.5	7.5	7.5	0.4	0.6	0.5	1.2	6.0	3.6	8.4	11.0	9.7
	天王川 唐沢川合流点	R5	7.5	7.5	7.5	0.4	0.6	0.5	0.8	8.0	4.4	8.4	12.0	10.2
市内主要 河川	古田切川 ヤマウラE北	R6	7.3	7.5	7.4	0.4	0.6	0.5	0.8	1.0	0.9	8.7	12.0	10.4
	鼠川 上穂沢川合流点	R5	7.6	7.7	7.7	0.4	0.9	0.7	0.8	4.0	2.4	8.0	12.0	10.0
	七面川 大法寺入口	R6	7.5	7.6	7.6	0.4	0.4	0.4	0.8	4.0	2.4	8.3	11.0	9.7
	上穂沢川 上穂沢橋	R5	7.4	7.5	7.5	0.4	0.7	0.6	0.8	6.0	3.4	8.5	11.0	9.8
	中田切井 福岡駅前	R6	7.3	7.6	7.5	0.4	0.6	0.5	0.8	7.0	3.9	8.8	12.0	10.4
	宮沢川 下平入口地籍	R5	7.6	7.7	7.7	0.4	0.5	0.5	0.8	24.0	12.4	8.2	12.0	10.1
	新宮川 新宮川岸地籍	R6	7.4	7.6	7.5	0.4	0.5	0.5	0.8	25.0	12.9	8.6	12.0	10.3
	塩田川 下塩田地籍	R5	7.4	7.5	7.5	0.4	0.4	0.4	0.8	3.0	1.9	8.1	11.0	9.6
	如来寺川 中央道上	R6	7.5	7.7	7.6	0.4	0.4	0.4	0.8	8.0	4.4	8.5	11.0	9.8
	亀沢川 十二天森西側	R5	7.3	7.6	7.5	0.4	0.4	0.4	0.8	6.0	3.4	7.1	12.0	9.6
市内 主要湖沼	百々目木川 五拾目橋下	R6	7.2	7.6	7.4	0.4	0.6	0.5	0.8	9.0	4.9	8.5	12.0	10.3
	駒ヶ根高原上の井取水口	R5	7.3	7.5	7.4	0.4	0.4	0.4	1.0	25.0	13.0	8.4	12.0	10.2
	大沼湖 排水溝付近	R6	7.5	7.6	7.6	1.7	3.6	2.7	0.8	2.0	1.4	6.5	11.0	8.8
	駒ヶ池 排水溝付近	R5	6.9	7.6	7.3	1.3	1.9	1.6	1.0	7.0	4.0	8.3	12.0	10.2
	十二天池 排水溝付近	R6	7.7	7.8	7.8	6.6	15.0	10.8	4.4	16.0	10.2	8.4	12.0	10.2
	河川 環境基準 (A類型 天竜川)		6.5以上8.5以下			2mg/l以下			25mg/l以下			7.5mg/l以上		
湖沼 環境基準 (B類型 農業用水ほか)			6.5以上8.5以下			5mg/l以下			15mg/l以下			5mg/l以上		

※ 注1：測定箇所は2年サイクルで測定しているため、実施年度が異なっている。

注2：測定は年2回(夏、冬)の結果である。

注3：測定値が 0.5 mg/l 未満または 1 mg/l 未満の場合は、 0.4 mg/l または 0.8 mg/l として平均値の計算をしている。

注4：河川の環境基準値は、天竜川(三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで)を適用した。下線はその基準値を超過した数値である。

注5：湖沼の環境基準値は、類型Bを適用した。下線はその基準値を超過した数値である。

参考 令和6年度県調査結果

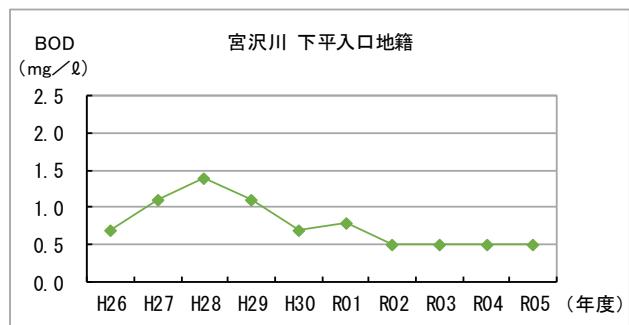
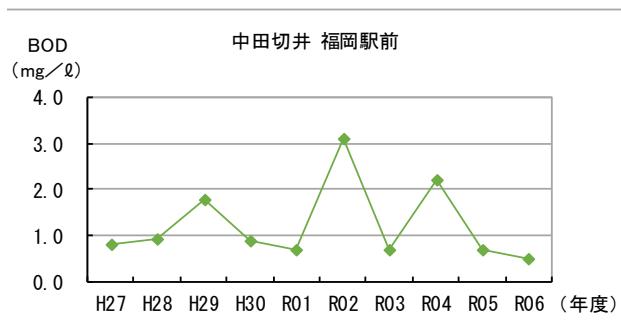
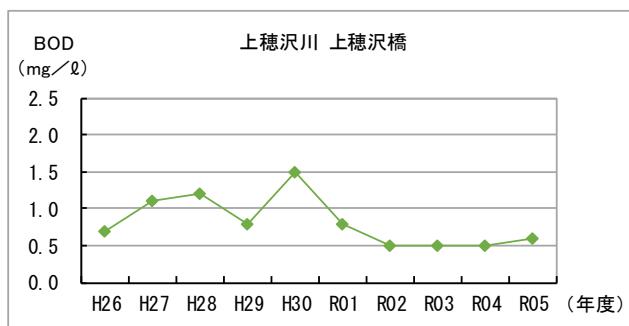
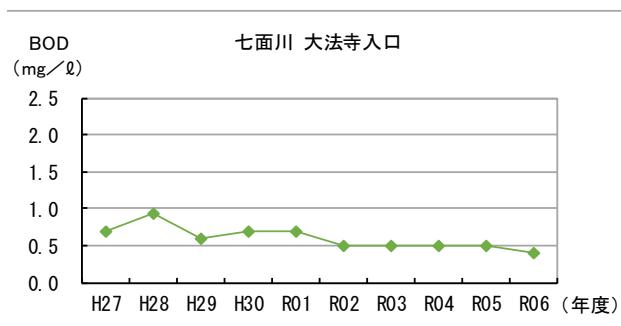
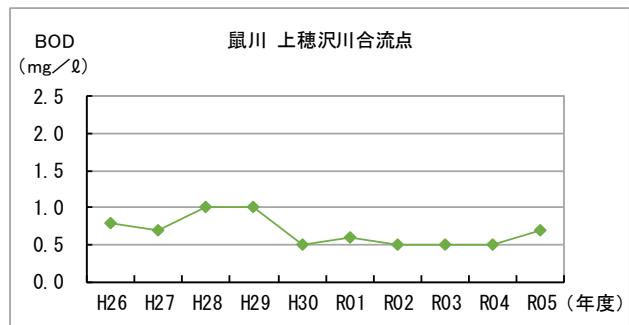
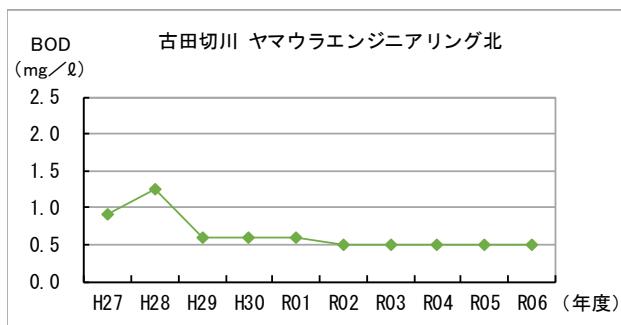
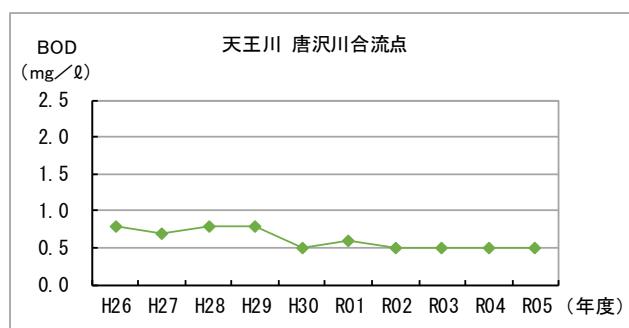
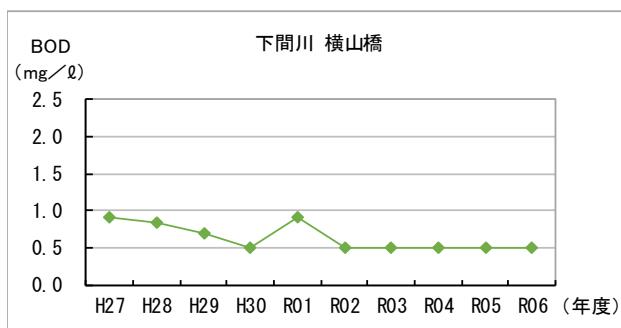
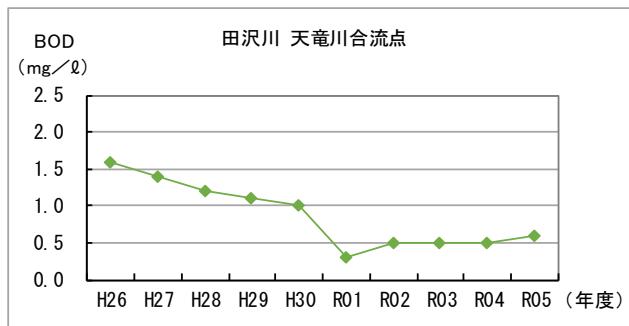
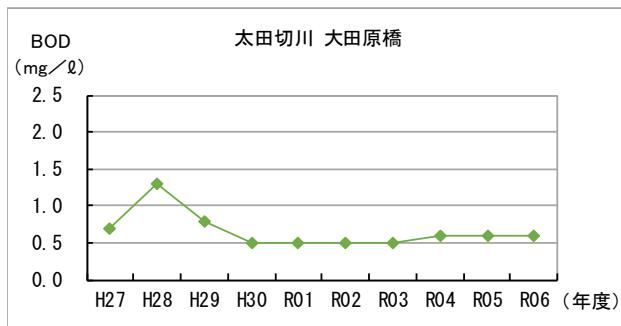
測定地点名	pH			BOD(mg/l)			SS(mg/l)			DO(mg/l)		
	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値
天竜川 吉瀬ダム上 (A類型)	7.9	8.0	8.0	1.3	1.9	1.6	19.0	53.0	36.0	8.6	13.0	10.8

水質検査測定地点のBOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）の推移

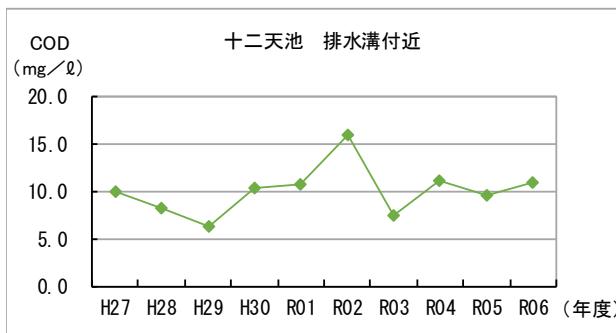
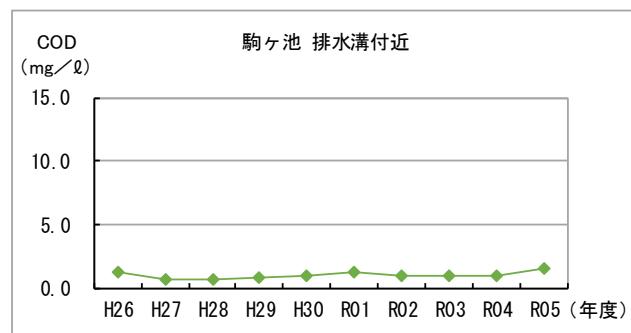
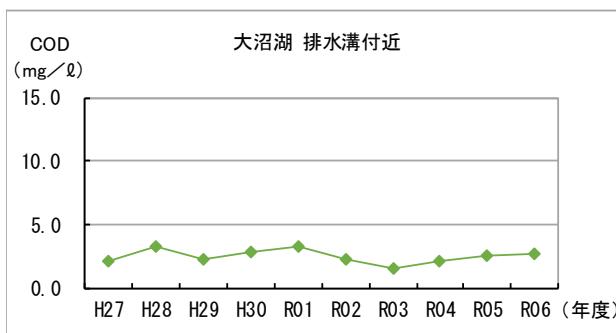
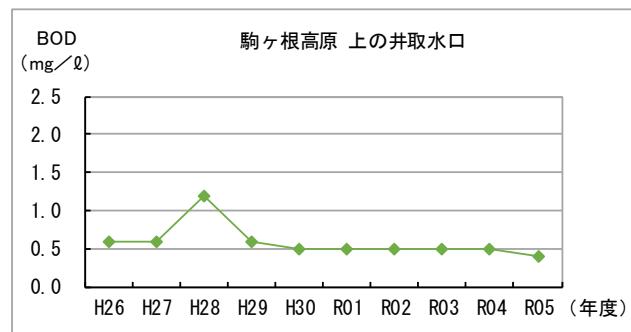
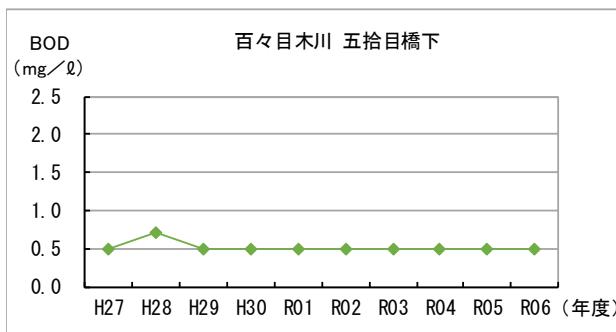
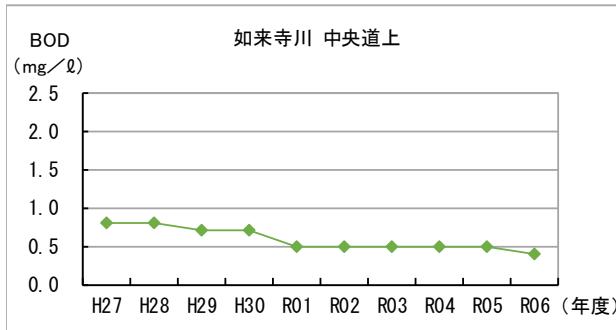
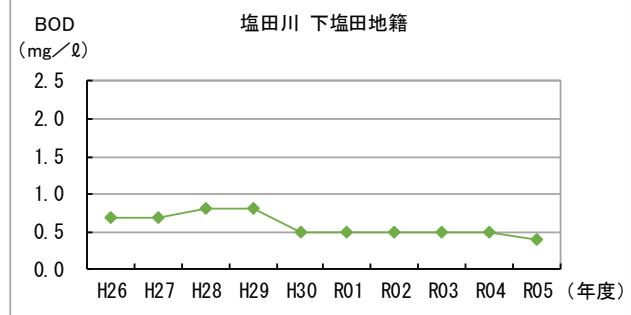
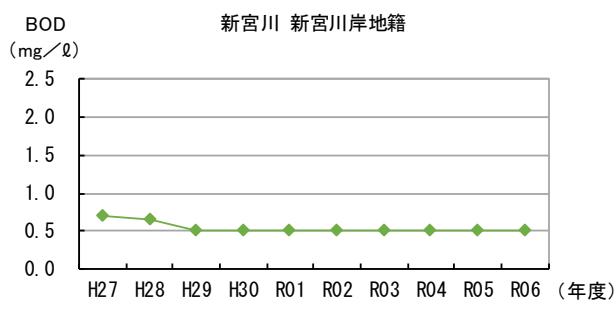
注1 2年サイクルで測定しているため、R05年度までの指標はR05年度が最新。

注2 数値は、年2回（夏、冬）測定の平均値。

※ 河川では、全てが天竜川の環境基準値である2.0mg/l以内であった。



※ 湖沼では、十二天池が環境基準値である5.0mg/lを超過した。



資料：駒ヶ根市生活環境課

○ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号)

1 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的酸 素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下	別 に 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及び Eの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		省略					

2 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (p H)	化学的酸素 要求量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下	別 に 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び Cの 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		省略					

3-4 自然環境

● 土地利用状況

地目別土地面積の推移

(単位 : km²)

年度	総面積	計	課税対象地						非課税地
			田	畠	宅地	山林	原野	その他	
昭和45.1.1	163.53	61.28	18.62	8.00	2.66	19.67	12.13	0.20	102.25
50.1.1	163.53	56.06	18.24	6.98	3.59	16.18	10.83	0.24	107.47
55.1.1	163.53	55.97	18.08	6.41	4.08	16.05	10.74	0.61	107.56
60.1.1	163.53	56.89	18.06	5.92	4.88	18.10	9.02	0.91	106.64
平成2.1.1	165.92	56.75	18.01	5.51	5.43	17.74	8.70	1.36	109.17
7.1.1	165.92	56.42	17.62	4.81	6.31	17.42	8.64	1.62	109.50
12.1.1	165.92	56.26	17.08	4.25	7.14	17.58	8.67	1.54	109.66
17.1.1	165.92	55.65	16.53	3.95	7.55	17.09	8.67	1.86	110.27
18.1.1	165.92	55.04	16.32	3.99	7.59	16.65	8.64	1.85	110.88
19.1.1	165.92	55.05	16.25	3.96	7.69	16.63	8.66	1.86	110.87
20.1.1	165.92	55.07	16.14	3.93	7.83	16.64	8.68	1.85	110.85
21.1.1	165.92	55.11	16.09	3.92	7.90	16.63	8.73	1.84	110.81
22.1.1	165.92	55.13	16.07	3.91	7.97	16.62	8.73	1.83	110.79
23.1.1	165.92	55.15	16.04	3.91	8.01	16.62	8.73	1.84	110.77
24.1.1	165.92	55.07	16.01	3.91	8.03	16.58	8.70	1.84	110.85
25.1.1	165.92	55.08	15.97	3.90	8.08	16.59	8.69	1.85	110.84
26.1.1	165.92	55.00	15.96	3.88	8.12	16.54	8.65	1.85	110.92
27.1.1	165.86	55.00	15.93	3.87	8.14	16.53	8.65	1.88	110.86
28.1.1	165.86	55.00	15.88	3.82	8.15	16.63	8.60	1.92	110.86
29.1.1	165.86	54.88	15.83	3.79	8.19	16.61	8.51	1.95	110.98
30.1.1	165.86	54.69	15.74	3.72	8.20	16.58	8.20	2.25	111.17
31.1.1	165.86	54.50	15.73	3.70	8.25	16.40	8.42	2.00	111.36
令和2.1.1	165.86	54.14	15.67	3.66	8.31	16.04	8.39	2.07	111.72
3.1.1	165.86	53.81	15.63	3.64	8.52	15.75	8.38	1.89	112.05
4.1.1	165.86	53.82	15.59	3.60	8.57	15.80	8.36	1.90	112.04
5.1.1	165.86	53.84	15.56	3.59	8.44	15.81	8.37	2.07	112.02
6.1.1	165.86	53.88	15.50	3.58	8.48	15.93	8.27	2.12	111.98
7.1.1	165.86	53.87	15.44	3.54	8.51	15.96	8.27	2.15	111.99

注1 市の総面積：平成26年10月1日変更

資料：駒ヶ根市税務課（概要調書）

宮田村との境界一部未定

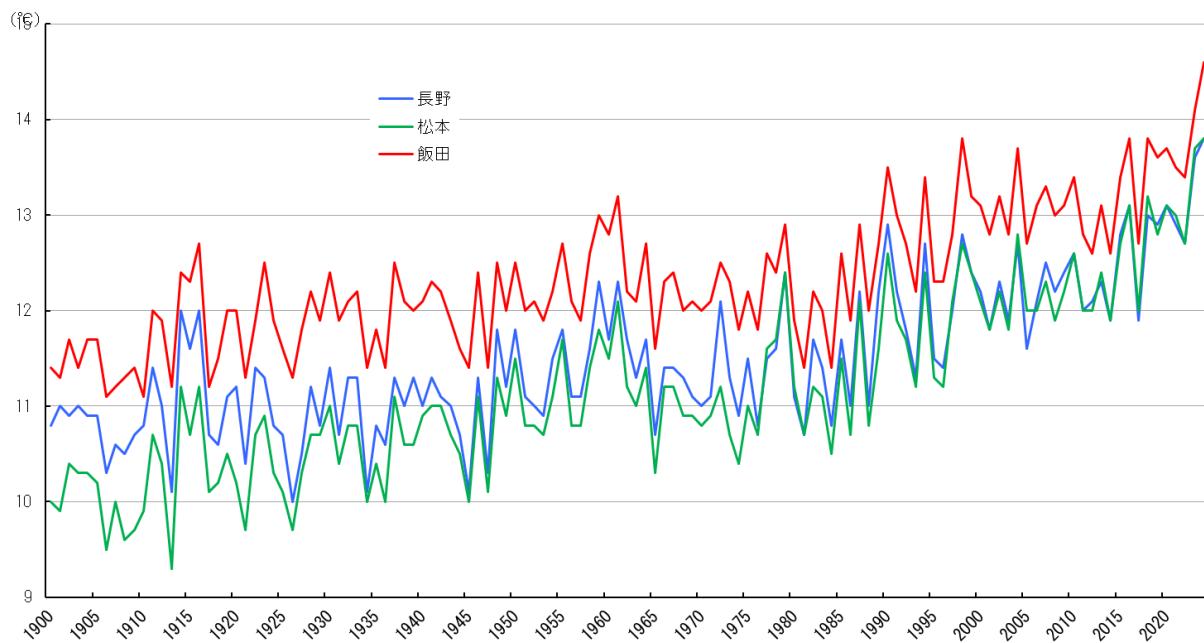
注2 「その他」は、駐車場、資材置き場、広場、運動場、私道等がある。

半世紀にわたり、人口増加や産業構造の変換、経済発展等により、農地（田・畠）や山林・原野が減少し、宅地・その他が増加しています。

ただし、山林、原野の減少については、保安林等の非課税地への組入れがあったため、表示ほどの減少とはなっていません。

● 気象状況

県内各地の平均気温の推移



南信（飯田）の平均気温は、長野県でも高い方ですが、ここ30～40年で急激に上昇しています。温暖化が進行していると言えます。温室効果ガスの削減により、気温上昇の抑制を図る必要があります。

● 長野県内の酸性雨の状況

酸性雨調査結果（令和6年度）

(pH値)

調査地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上田市	上田合同庁舎（上田市材木町1-2-6）	5.43	5.36	5.14	5.20	4.82	5.24	5.06	5.36	5.09	5.66	5.46	5.54
飯田市	飯田合同庁舎（飯田市追手町2-678）	5.17	5.20	5.03	5.00	4.89	4.79	5.05	5.17	4.89	5.42	5.43	4.72
松本市	松本合同庁舎（松本市島立1020）	5.24	5.59	4.81	4.86	5.02	4.85	5.35	5.29	6.26	5.71	6.35	5.58
長野市	環境保全研究所（長野市安茂里米村1978）	5.52	—	5.08	5.45	4.67	5.35	5.27	5.27	5.36	5.86	5.85	5.97

※ pH5.6以下を酸性雨という。

資料：長野県水大気環境課

表中の ■ 部分は、pH5.6以下を示す。

酸性雨の測定は、近傍の飯田合同庁舎では、1年を通じて酸性雨となっている状況です。酸性雨は、水中プランクトンや土壤の酸性化等により生態系に悪影響を及ぼしたり、建造物や文化財等の腐食を引き起こします。

4 環境指標の評価（目標達成進捗状況）

● 第3次環境基本計画の数値目標

基本方針	具体的施策	指標	現状値（進捗状況）										目標値
			H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	
1	(1)	ごみ総排出量	7,551 t	7,388 t	7,363 t	7,695 t	7,422 t	7,236 t	7,233 t	7,278 t	6,876 t	6,847 t	7,039 t (2024年)
		家庭系ごみ排出量	5,400 t	5,206 t	5,115 t	5,115 t	5,074 t	5,091 t	5,055 t	5,077 t	4,716 t	4,629 t	4,791 t (2024年)
		家庭系一人一日あたりの資源物・ごみ排出量	443 g	429 g	424 g	426 g	424 g	429 g	429 g	433 g	407 g	404 g	418 g (2024年)
		事業系ごみ排出量	2,151 t	2,182 t	2,248 t	2,580 t	2,348 t	2,145 t	2,178 t	2,200 t	2,160 t	2,218 t	2,248 t (2024年)
		家庭用生ごみ処理容器の購入補助件数（累積）	1,316件	1,346件	1,367件	1,384件	1,406件	1,431件	1,453件	1,474件	1,502件	1,516件	1,600件
		家庭用生ごみ処理機の購入補助件数（累積）	1,944件	1,972件	2,001件	2,053件	2,091件	2,112件	2,141件	2,162件	2,181件	2,221件	2,270件
	マイバッグ持参率	61.90%	63.80%	—	—	—	88.50%	—	—	—	—	89.0%	80.0%
(2)	不法投棄件数	7件	9件	3件	12件	22件	19件	81件	58件	18件	25件	0件	
	公害苦情受付件数	22件	26件	19件	32件	56件	74件	104件	81件	50件	41件	10件	
	水洗化率（公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽）	88.4%	89.3%	90.1%	90.8%	91.3%	91.4%	91.4%	91.9%	94.4%	94.6%	93.9%	
	十二天池排水溝付近のCOD年平均値	10.0mg/l	8.2mg/l	6.2mg/l	10.3mg/l	10.7mg/l	15.8mg/l	7.5mg/l	11.0mg/l	9.5mg/l	10.8mg/l	5.0mg/l以下	
2	(1)	温室効果ガス（CO ₂ ）年間排出量 (環境省自治体排出カルテから転記した森林吸収分を含まない数値。国とのCO ₂ 排出係数公表の都合により、2年遅った数値が最新となる。)	269.0 t	260.0 t	260.0 t	261.0 t	246.0 t	227.0 t	255.0 t	/	/	/	129 t (2030年)
		再生可能エネルギーによる電力自給率 (発電設備設置容量)	11.5%	12.8%	15.2%	16.8%	18.5%	20.1%	32.1%	33.6%	36.5%	36.1%	46.0%
	(2)	太陽光発電設備規模（累積） (FIT認定による設置容量)	23.1MW	25.2MW	26.8MW	29.0MW	31.3MW	34.0MW	61.4MW	62.0MW	63.7MW	64.4MW	65MW
		小水力発電施設の設置箇所数（累積）	2カ所	2カ所	2カ所	3カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	5カ所
		家庭へのペレットストーブ設置台数（累積）	22台	24台	24台	29台	30台	32台	32台	33台	33台	33台	50台
3	(1)	外来生物の駆除活動件数（累積）	151件	182件	210件	244件	278件	309件	342件	378件	403件	421件	400件
		えがおポイント（エコ事業）数（年間） (H26.12以降 えがおポイントへ移行)	16事業	15事業	16事業	14事業	13事業	9事業	8事業	11事業	11事業	11事業	25事業
		子どもたちが行う環境活動数（累積）	232件	279件	328件	382件	436件	483件	537件	598件	642件	694件	600件
		親子で親しむ環境教室の開催（累積）	22回	26回	30回	33回	36回	44回	59回	69回	80回	93回	50回
	(2)	条例適合基準を超える自己敷地内建植看板の件数	/	/	31件	24件	20件	10件	7件	1件	0件	0件 (2023年)	
		森林整備面積（年間）	/	/	84.7ha	44.7ha	40.5ha	43.8ha	41.6ha	30.9ha	23.6ha	70.0ha (2026年)	
		倒壊の危険がある空き家の件数	/	5件	5件	4件	3件	3件	2件	2件	2件	2件	1件
		鳥獣被害額（年間）	/	/	467.9万円	357.6万円	475.0万円	510.8万円	298.7万円	294.8万円	436.07万円	410.5万円 (2025年)	

* ブルーの網掛け（）がしてある目標値は、過去からの累積数値を示す。

● 第2次環境基本計画から引き続いて進捗状況・数値を確認していく目標値一覧

長期目標	目標項目	現状値（進捗状況）										目標値
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	
I-(1)	1 環境に配慮したイベントの実施数（累積）	18件	21件	23件	25件	27件	28件	30件	33件	35件	41件	100件
	2 家庭系分別資源化率	26.15%	25.29%	23.46%	22.24%	20.40%	19.93%	19.83%	18.91%	16.67%	17.56%	—
	3 生ごみ資源化世帯率 (事業見直しを検討するが数値は把握)	31.55%	30.85%	30.84%	31.01%	15.09%	15.06%	—	—	—	—	—
	4 市役所本庁のごみ排出量 (可燃ごみ△75%、その他△5%)	21.8t	22.2t	22.6t	26.7t	22.4t	18.9t	18.3t	17.4t	17.1t	17.6t	20.0t
I-(2)	1 清掃活動実施者・団体数	66団体	78団体	81団体	83団体	87団体	78団体	90団体	96団体	96団体	101団体	100団体
I-(3)	1 市民一人あたりの水道使用量	年76m ³	年76m ³	年76m ³	年77m ³	年76m ³	年80m ³	年80m ³	年80m ³	年78m ³	年79m ³	年99m ³ 以下
	2 雨水の有効利用（公共施設分）（累積）	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	10施設
	3 家庭井戸水水質検査数	110件	111件	85件	89件	89件	87件	111件	69件	78件	98件	160件/年
	4 ため池・湧水の環境整備（累積）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	新規4箇所
	5 河川清掃の年回数（一斉清掃以外に地域・愛護会など）	78回／年	78回／年	89回／年	71回／年	74回／年	61回／年	52回／年	54回／年	60回／年	50回／年	500回／年
	6 透水性舗装（歩道・車道）の整備（国県施工を含む。）（累積）	7箇所	7箇所	11箇所	13箇所	16箇所	19箇所	21箇所	25箇所	32箇所	38箇所	10箇所
II-(1)	1 環境家計簿モニタ一世帯（うちエコ診断等）（累積）	17世帯	17世帯	17世帯	25世帯	28世帯	33世帯	38世帯	47世帯	53世帯	60世帯	500世帯
	2 省エネ事例集の作成・追加（省エネ事例等のPR）	年0回	年0回	年0回	年0回	年0回	年0回	年0回	年0回	年0回	年1回	年1回
	3 自転車の通行に配慮した道路等の整備（累積）	0km	0km	0km	0km	0km	0km	0km	0km	0km	0km	新規延長5km
	4 民間も含めた自転車の貸出し拠点などの整備（累積）	0箇所	0箇所	0箇所	2箇所	2箇所	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	5 ノーマイカー通勤等参加事業所	1事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所	40事業所
	6 環境マネジメントシステムの取組事業所（累積）(ISO14001、エコアクション21など)	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	39事業所	50事業所
	7 環境に配慮した事業者のネットワーク参加事業所（累積）	18事業所	18事業所	18事業所	18事業所	18事業所	18事業所	25事業所	36事業所	36事業所	36事業所	100事業所
	8 環境配慮実践事業者の誘致数（累積）	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所	4事業所	4事業所	4事業所	3事業所	5事業所
II-(2)	1 太陽光発電システム設置世帯(FIT 10kW以下件数)（累計）	1,260世帯	1,348世帯	1,413世帯	1,491世帯	1,538世帯	1,593世帯	1,642世帯	1,706世帯	1,789世帯	1,879世帯	2,200世帯
III-(1)	1 自然保護地区等の指定数（累積）	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	3地区
	2 保護群落等の指定数（累積）	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	10箇所
	3 動植物の生態系調査（必要が生じた場合に実施）	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	必要が生じた場合に実施
	4 ゲンジボタルの生息地（累積）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	4箇所
	5 自然観察会回数（累積）	34	38	47	56	64	69	74	79	85	90	累積40回
	6 市民が行う里山などの保全活動（累積）	22	24	26	29	31	36	41	46	53	60	累積200件
	7 学校給食の地産地消割合（地産=上伊那地域・カラリーベース）	品目46.1% 重量56.0%	品目32.3% 重量43.6%	赤穂45.9% 赤穂南42.9% 電東41.2%	重量43.6%	重量44.9%	重量43.3%	重量48.2%	重量45.07%	重量43.68%	重量45.56%	50%
	8 市民農園数・面積	2箇所 2,806m ²	2箇所 2,806m ²	2箇所 2,806m ²	2箇所 2,806m ²	2箇所 3,541m ²	現状維持					
	9 環境活動助成制度の実施（累積）（沿道水辺緑化事業、窓のまちづくり事業を含む。）	86件	89件	93件	97件	97件	97件	98件	100件	102件	103件	累積300件

長期目標	目標項目	現状値（進捗状況）										目標値
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	
III-(1)	10 えがおポイント獲得者数	15,826人	17,477人	18,950人	19,907人	20,608人	21,076人	21,467人	22,102人	22,667人	23,241人	40,000人
	11 自治会などのコミュニティ単位で実施する特色ある環境活動・イベントの開催件数（累積）	4件	20件									
	12 学校・保育園への環境サポート等の出前環境講座	2回／年	0回／年	10回／年								
III-(2)	1 景観育成住民協定地区数（累計）	9地区	9地区	9地区	8地区	10地区						
III-(3)	1 市職員環境研修会の開催数（累積）	2回	3回	10回								
	2 大気汚染	8件	12件	12件	13件	22件	24件	22件	17件	11件	12件	8件
	3 水質汚濁・土壤汚染	4件	2件	2件	5件	8件	18件	9件	10件	12件	7件	1件
	4 騒音・振動	2件	3件	1件	0件	2件	6件	0件	0件	3件	0件	2件
	5 悪臭・その他	1件	0件	1件	1件	24件	27件	2件	3件	3件	2件	0件
	6 災害に強い樹種で整備した防災緑地など（累積）	3箇所	4箇所	4箇所	5箇所							
	7 環境講座への参加者（累積）	3,274人	3,625人	3,968人	4,237人	4,487人	4,487人	4,487人	4,508人	4,518人	4,529人	4,000人
	8 市民環境情報広場（ばとな）の利用者	8,594人	9,270人	11,623人	10,889人	9,718人	6,486人	9,393人	11,443人	14,171人	15,053人	10,000人
	9 環境施設の見学会の回数（累積）	17回	20回	22回	25回	27回	27回	27回	29回	30回	33回	40回
	10 環境施設の見学会への参加者（除く学校）（累積）	376人	420人	447人	477人	502人	502人	502人	530人	540人	631人	1,000人

※ ブルーの網掛け（）がしてある目標値は、過去からの累積数値を示す。

5 駒ヶ根市環境保全条例

駒ヶ根市環境保全条例

平成8年3月21日
条例第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例（平成7年条例第1号）の規定に基づき、環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市民及び駒ヶ根市の区域に滞在する者をいう。
- (2) 環境の負荷 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) 地下水 地表面より下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。

(環境保全の基本理念)

第3条 環境の保全は、自然の恵みの消費や自然との共生に配慮した自然にやさしいまちづくりを基本に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを未来に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球上の一自治体として、またそれを構成するすべての市民があらゆる能力を生かし推進されなければならない。
- 4 自然環境及び水資源の保全は、住民の平穡で安心な生活環境を支えるだけでなく、市の産業を支える重要な資源として、市の発展及び産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わることから、これら産業製品及び地下水等資源の品質に対する社会的評価の維持及び増進並びに水道水源及び天竜川水系の水質保全に寄与するために、全ての者がそれぞれの責務を果たすとともに、役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより、環境への負荷とならないように努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、最大限必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(燃焼不適物等の燃焼の禁止)

第7条 何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(投棄等の禁止)

第8条 何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨て、廃棄物を放置する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。

(埋め立て及び焼却の抑制)

第9条 何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋め立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第10条 何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(地下水の保全)

第10条の2 何人も、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全及びかん養並びに適正な利活用に努めなければならない。

(土壤等の汚染防止)

第11条 何人も、土壤汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。

2 何人も、農薬等の使用に当たっては、環境保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。

(大気の汚染防止)

第12条 何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となるフロンガス等の物質を含むものを使用し、又は汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。

(森林の保全と緑化)

第13条 何人も、水資源を確保し、かつ大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(自然の保護)

第14条 何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。

(環境保全の意識の高揚)

第15条 何人も、あらゆる場を通じて、環境保全について意識の高揚に努めなければならない。

第2章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第16条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第3章 自然保護地区

(自然保護地区の指定)

第17条 市長は、自然環境を保護するために必要な地区を自然保護地区として指定することができます。

2 市長は、前項に規定する自然保護地区を指定するときは、当該地区住民や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。

3 市長は、第1項に規定する自然保護地区を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(行為の制限等)

第18条 自然保護地区の利害関係者は、当該保護地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に市長と協議するものとする。

2 何人も、自然保護地区が大切に保全されるよう協力しなければならない。

第4章 環境基準

(環境基準)

第19条 市長は、公害を防止するため、駒ヶ根市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、水質等の環境基準（以下「環境基準」という。）を規則で定めることができる。

(環境基準の遵守)

第20条 水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、環境基準を遵守するよう努めるものとする。

第5章 公害防止

(事前協議対象事業に関する事前協議)

第20条の2 事業者は、良好な生活環境を保全するため、市内において別表に定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む。以下「事前協議対象事業」という。）を行おうとするときは、事前に規則で定める図書を添付した協議書（以下「事前協議書」という。）を提出し、市長と協議するものとする。

2 事業者は、前項の規定による事前協議書を提出するときは、市民及び近隣の事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を取らなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事前協議書を受理したときは、審議会に諮り、次に掲げる事項を勘案して

当該事業実施の同意又は不同意を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。この場合において、当該同意には条件を付すことができる。

- (1) 市民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。
- (2) 水道水源及び農業用水並びに地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。
- (3) 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。
- (4) 自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。
- (6) 市民及び近隣の事業者との協議を経ていること。
- (7) 環境基準に適合しないおそれがないこと。
- (8) その他市長が必要と認める事項

4 事業者は、事前協議の結果を尊重するものとする。

5 事業者は、第1項に規定する事前協議において、第3項の規定に基づく同意を受けるまでは、事前協議対象事業に着手しないものとする。

6 前各項の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

(事業の意見陳述等)

第20条の3 前条の規定に基づき事前協議書を提出した事業者は、市長に関係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 市長は、事前協議書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。

(事前協議書の公開)

第20条の4 市長は、第20条の2の規定に基づく事前協議書を受理したときは、その事前協議書を同条第3項に基づく通知をするまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 市民は、事前協議書が公開された後、市長に対し関係資料を提出し、意見を述べることができる。

3 事業者は、前項に規定する市民の意見に関する市長からの照会に応じるものとする。

(事業完了の届出)

第20条の5 第20条の2第3項の規定により同意を受けた事業者（以下「同意を受けた事業者」という。）は当該事業に係る施設の整備が完了した場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(事業の承継)

第20条の6 同意を受けた事業者から、施設を譲り受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該同意を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に市長に届け出るものとする。

(改善指導及び助言)

第20条の7 市長は、第20条の5に規定する事業完了の届出がされた施設が規則に定める環境基準に適合しない場合又は第20条の2第3項に規定する事項に適合しない場合は、当該事業者に対し、相当な改善策の実施を求めるものとする。

2 市長は、事前協議対象事業について、規則に定める環境基準又は第20条の2第3項に規定する事項に適合するよう、必要な指導又は助言を行うことができる。

(近隣での事前協議対象事業に関する事前協議)

第20条の8 第20条の2から前条（第20条の2第5項の規定を除く。）までの規定は、近隣市町村の区域内で実施する事前協議対象事業で、市の区域内において環境保全上の支障を来すおそれがあると認めたものに準用する。この場合において、第20条の2第1項中「市内」とあるのは、「近隣市町村の区域内」と読み替えるものとする。

(事業の届出等)

第21条 他の法令等の規定により、公害の防止等について県に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、市長に届け出て公害防止施設について確認を受けた後でなければ当該施設についての工事に着手してはならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類及び規模
- (3) 公害防止施設の構造又は処理の方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(実施の制限)

第22条 前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、市長に届け出て検査を受け使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

2 前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して7日以内に行わなければならない。

(勧告)

第23条 市長は、前条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

第24条 市長は、事業活動により公害が発生したときは、当該事業者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

第24条の2 市長は、第26条の規定により協定等を締結した場合において、当該事業者が当該協定等に違反したときは、当該事業者に対し当該協定等の遵守のために必要な措置を速やかに行うよう勧告するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

(命令)

第25条 市長は、第24条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に、当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令するものとする。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(協定等)

第26条 市長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるとき又は環境保全上必要があると認められるときは、その防止又は保全等に係る協定等を締結するように努めなければならない。

(苦情の処理等)

第27条 市長は、公害に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

2 市長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(助成)

第29条 市長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。

(罰則)

第30条 第25条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反した者
- (2) 第22条第1項（第23条第2項の規定により準用した場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第23条第1項に規定する勧告に従わなかった者
- (4) 第24条第1項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第2項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者
- (5) 第25条第2項の規定による検査を拒み、又は妨げた者
- (6) 第28条第1項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第6章 雜則

(専門委員)

第32条 市長は、自然にやさしいまちづくりに関する専門的事項について調査研究するため、まちづくり推進委員を置くことができる。

(委任)
第33条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(駒ヶ根市公害防止条例の廃止)

2 駒ヶ根市公害防止条例（昭和46年条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の駒ヶ根市公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

附 則（平成10年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

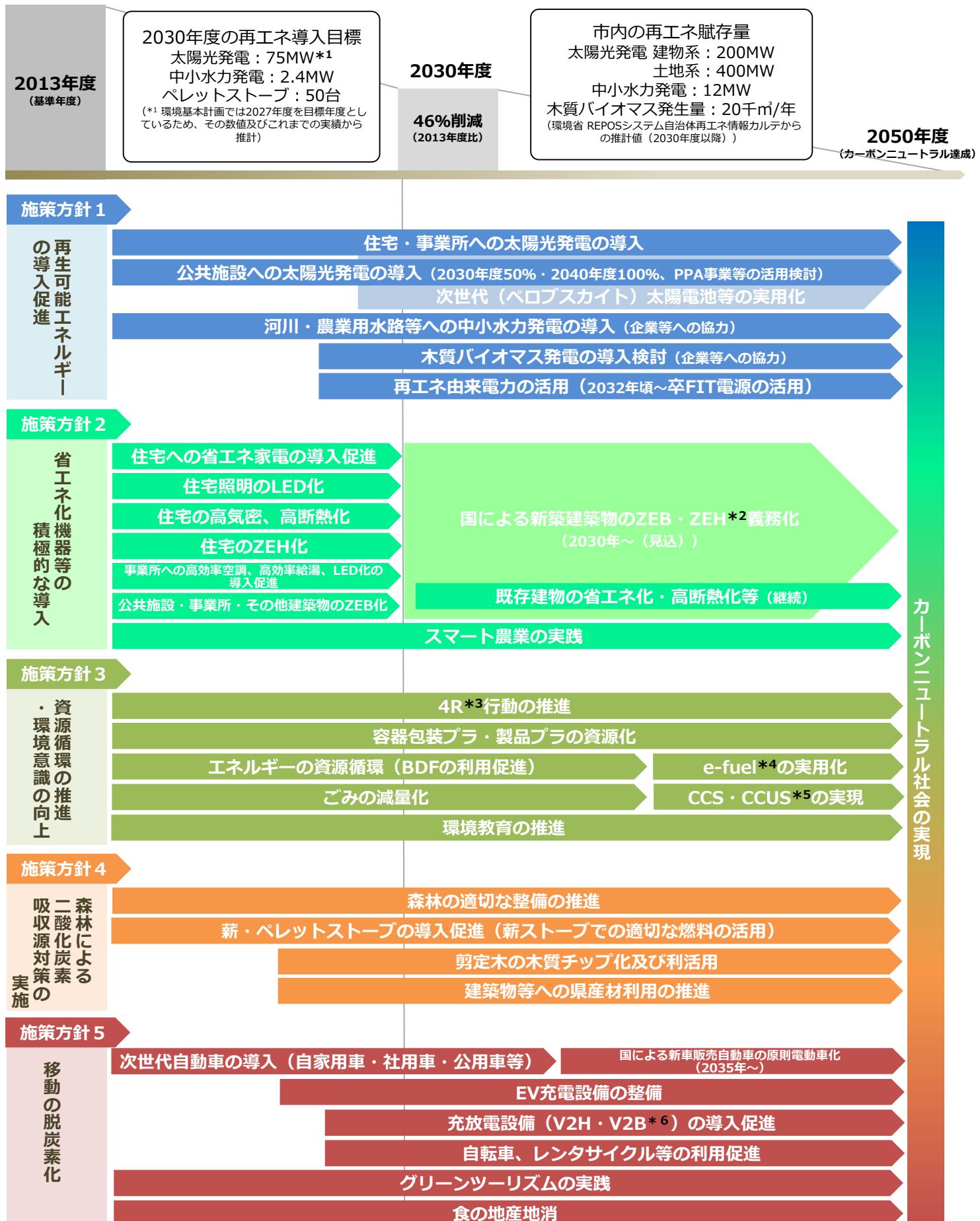
附 則（平成27年12月17日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第20条の2関係）

1 廃棄物（循環型社会形成基本法（平成12年法律第110号）に規定する廃棄物等及び放射性物質に汚染された廃棄物等をいう。）の処理事業（市内で積み替え、又は保管をしない収集運搬に係る事業を除く。）
2 採石業
3 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設（成豚50頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの） (2) 牛房施設（成牛10頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの） (3) 養鶏施設（成鶏1,000羽以上飼養又は収容できる施設を有するもの）
4 飲料水製造業
5 生コンクリート製造業
6 砂利碎石業
7 ゴルフ場
8 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
9 上記以外で市長が審議会に諮り、特に必要と認めたもの

6 駒ヶ根市2050カーボンニュートラルに向けてのロードマップ（仮）



*2 ZEB、ZEH : Zero Energy House、Zero Energy Buildingの略。建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンラインでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物

*3 4R : 発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）、代替素材への転換（Replace）の4つの言葉の頭文字（R）からなる、ごみを減らすためのキーワード

*4 e-fuel : 二酸化炭素（CO₂）と水素（H₂）を原材料として製造する石油代替燃料。合成燃料とも呼ばれる。

*5 CCS、CCUS : Carbon dioxide Capture and Storage、Carbon dioxide Capture, Utilization and Storageの略。二酸化炭素回収して貯留したり、これを利用する技術のこと。

*6 V2H・V2B : Vehicle to Home、Vehicle to Buildingの略。家やビルなどの建物に、EVなどのバッテリーに貯めた電気を送り、活用すること。

カーボンニュートラル施策方針及び具体的な取組内容（仮）

再生可能エネルギーの導入促進

施策の展開方針	具体的な取組内容
公共施設への再生可能エネルギーの導入・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 設置可能な公共施設の屋根等への太陽光発電施設の設置 市有駐車場へのソーラーカーポート設置の検討 既設の太陽光発電設備から発電される余剰電力の有効活用 既存再生可能エネルギー設備の適正な維持管理及び更新 国・県及び広域的な連携による円滑な再生可能エネルギーの導入の推進 事業終了後の再生可能エネルギー設備の適正な処理の指導
市内への再生可能エネルギー導入・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱給湯器、ペレットストーブ等の「えがおポイント」による促進 えがおポイントエコ事業の新メニューの追加検討 長野県「みんなのおうちに太陽光」(共同購入による割引)への参加促進 長野県「信州ゼロ円ソーラー」(初期費用0円)の広報 長野県「クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金」(太陽光、蓄電池等の補助)の広報 市有施設に設置された太陽光発電設備の余剰電力の環境価値を、市内事業所に優先的に供給する体制(スマートグリッド)の検討 再生可能エネルギーの地域との調和を図った導入(長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例、駒ヶ根市太陽光発電事業の適正な実施に関する要項等の適正な運用) 再生可能エネルギー事業終了後の適切な運用及び管理 小水力発電設備の導入促進(企業等への協力) 木質バイオマス発電の導入促進(企業等への協力)

省エネ化機器等の積極的な導入

施策の展開方針	具体的な取組内容
公共施設の省エネルギー化推進	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高断熱化・ZEB化の推進 LED照明、高効率エアコン、高効率給湯機などの導入推進 道路等の照明のLED化 環境に配慮した製品の購入・利用促進(グリーン購入法適合商品・ラテコの利用促進、トナー・インク等詰め替え商品の積極的利用) タブレット端末・業務システム導入によるペーパーレス化 自治会への配布物の削減 クールビズ・ウォームビスの推進 職員の意識改革による省エネの徹底
事業所の省エネルギー化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所・工場等の新築におけるZEB化、高気密・高断熱化 設備更新による省エネ・省電力化(国の補助制度等の周知、活用の促進) ISO14001など、環境マネジメントシステムの導入促進 照明器具のLED化等 クールビズ・ウォームビスの推進
家庭や地域の省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ家電への買い替え、照明のLED化等推進(えがおポイント等による促進) 既存住宅の高気密・高断熱化の推進(えがおポイント事業、国・県補助の周知) 建築物の節電(えがおポイント付与による周知・啓発) 住宅エコ診断の推進(えがおポイント付与による周知・啓発) 防犯灯のLED化 グリーンカーテンの活用(えがおポイント付与による周知・啓発) スマート農業への転換(ドローンの活用や水門の遠隔操作など)

資源循環の推進・環境意識の向上

施策の展開方針	具体的な取組内容
4R(リデュース・リユース・リサイクル・リプレイス)の推進(エシカル消費の実践)	<ul style="list-style-type: none"> 資源物と可燃物の適正な分別 梱包・包装の簡素化 環境に配慮した消費「エシカル消費」の実践 (リサイクルしやすい製品・詰め替え商品等の選択) 駒ヶ根市食器リサイクル＆もったいない市の開催 マイバッグの持参
プラスチック・廃食油の資源循環	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクルプラスチックの資源化 製品プラスチックの資源化 廃食油の燃料化(BDF)化
ごみの減量化・食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しをなくす工夫 「30・10(さんまる・いちまる)運動」への協力 生ごみ処理機・処理容器の普及促進
環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 学校における環境教育の推進(小・中学校での環境活動・環境教育の実施) 市民によるごみ処理施設・再資源化施設、再エネ施設等の視察の実施 十二天の森を活用した自然観察・自然体験

森林・緑化等による吸収源対策の推進

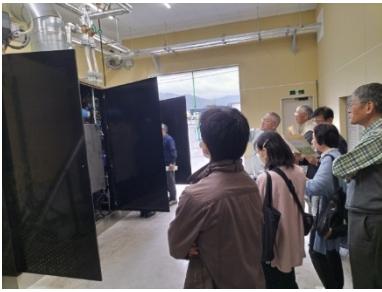
施策の展開方針	具体的な取組内容
森林の適切な整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 集約化を図りながら再造林化を促進 森林の里親事業による適切な整備 環境森林譲与税の活用 松枯れ対策を図りつつ、多種多様な紺後輪への転換の検討 十二天の森の樹木の維持整備
薪・ペレットストーブの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ペレットストーブへの導入支援(えがおポイントの交付)(再掲) 薪ストーブでの適切な燃料の活用による普及促進
剪定木、剪定枝の資源化	<ul style="list-style-type: none"> 木質チップ化及び木質チップ利活用の検討 バイオマス燃料としての利活用の検討
建築物等への県産材利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物・住宅等への地域産材(県内産材)の利用検討

移動の脱炭素化

施策の展開方針	具体的な取組内容
次世代自動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車・社用車・公用車の電気自動車化 公共交通機関(タクシー・バス等)のハイブリット・電気自動車の導入促進 既存自動車の合成燃料等による脱炭素化
EV充電設備の整備・充放電設備の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、民間の観光施設等、一般住宅におけるEV充電設備の整備 充放電設備(V2H・V2B)の導入促進
自転車、レンタサイクル等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 観光地(駒ヶ根高原)におけるレンタサイクルの活用 エコ通勤の推進
グリーンツーリズム等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 駒ヶ根高原等の観光施設の維持、更新 駒ヶ根高原別荘地の維持管理 移住者への支援
食の地産地消	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地域食材の活用 家庭での食材の地産地消

令和7年度環境市民会議 施設視察を終えての感想

2年ごと市民から公募等で募りました駒ヶ根市環境市民会議にて、毎年度、環境施設を視察していただいている。令和7年度は10月14日に美和発電所、伊那木質バイオマス発電所（隣接：木質ペレット工場）、上伊那クリーンセンター、クリーンセンターハ乙女の4箇所の施設を視察していただきました。そこで、委員の皆様の感想を掲載しましたので、ご覧ください。

見学場所	感想
○美和発電所（水力発電所） 	<ul style="list-style-type: none">・発電所の仕組みをしっかりと学習できた。・水力発電でもフル稼働ではないというのは意外だった。・美和ダムが国、美和発電所が県と、管理が分かれているとは思わなかった。・個人では入れない施設を見られて良かった。・温暖化によりダム水量が多くなっても発電が計画どおりにいかないという点は残念であった。
○伊那木質バイオマス発電所 (廃材等を燃焼させて発電) ○木質ペレット工場 (廃材等をペレットストーブ燃料に加工) 	<ul style="list-style-type: none">・美和ダムの流木を燃料で使っていることは良いと思った。・持続的に稼働できることを期待したい。・木質バイオマスは、とても良いと思いました。公共施設等に取り入れるのも良いのではと思った。・最も時代に合った発電で、コンパクトさに感心したし、家庭用ペレットストーブが欲しくなった。・採算が合うなら駒ヶ根市も学び、エコ発電を通してイメージアップに繋がる様な事業をして欲しい。・廃材等を利用したペレットチップが、ストーブ燃料として使用されることは効率的だと思った。・ペレット生産が年々増えていることを知りませんでした。・ペレットが大規模に生産されているので、駒ヶ根市の間伐材なども使ってもらえばと思います。
○上伊那クリーンセンター (可燃物焼却場) 	<ul style="list-style-type: none">・この施設にゴミの持ち込みをしたことがなく、今回の見学で持ち込み等の流れを見てることができて良かった。・クリーンセンターハ乙女や他機関と連携しながら稼働していることが分かった。・設備の整った新しい施設だと感心した。・外部との電気関係の問題点は予想もつかなく、課題もあることが分かった。

<p>○クリーンセンター八乙女 (不燃物処理場)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ゴミの搬入などで利用したいと思いますが、箕輪町の最北端に位置しているため遠いと感じた。 ・処理場内の仕分け作業が多く、作業員の方の労力を考えると、個人分別の大切さを強く感じた。 ・併設している最終処分場（処理を経たゴミの埋め立て場）について、今後の計画は他人事ではなく、上伊那全体で早期に取り組む必要があると思った。
<p style="text-align: center;">総 括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どの施設も見学できる様に整備されており、様々な企業の方にも参加してもらえると良いのではないか。 ・エネルギー環境問題は生活と切り離すことができない大切なことで、自分一人の力は微力でも今後も関心を持って携わっていきたいと思います。 ・ゴミ処理施設の具体的な作業を理解することができた。また、発電所は生活に欠かせない電気を作る施設で、視察は貴重な機会となった。 ・市民として、分別などは注意を払い一つ、視察を多くの人に経験できる様にしてもらえた良いいなと思った。 ・エネルギーの大切さ、作り出すエネルギーの難しさ、分別の大切さをあらためて感じた一方、身近な上伊那の環境施設が見られて良かった。 ・上伊那管内にこれだけの施設があることが分かり、身近な学習の場になると思う。 ・リサイクルや分別の大切さについて、子供達や知人に伝えたいと思った。 ・駒ヶ根市は山岳観光地という位置づけで、自然を守る役立つ活動にもっとコミットして、住民にも意識付けしてもらう取り組みを進めて欲しい。

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第3次環境基本計画

2025年度（令和7年度）年次報告書（2024年度（令和6年度）事業報告）

2025年（令和7年）12月

発行 駒ヶ根市

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1

TEL: 0265-83-2111 (内線 541、542)

URL: <http://www.city.komagane.nagano.jp/>

編集 駒ヶ根市 民生部 生活環境課

E-mail: kankyo-ho@city.komagane.lg.jp

